家畜衛生をめぐる情勢について

令和８年11月13日

農林水産省

消費・安全局　動物衛生課

消費･安全局動物衛生課の体制

組織

消 費 ・ 安 全 局

動 物 衛 生 課

・総括及び総務班

・保健衛生班

家 畜 防 疫 対 策 室

・防疫企画班

・防疫業務班

・防疫対応班

・防疫指導班

・野生動物対策班

・調査分析班

・病原体管理班

国 際 衛 生 対 策 室

・国際衛生企画班

・多国間調整班

・リスク分析班

・輸出検疫環境整備班

・輸入検疫企画班

・査察調整班

・検疫業務班

関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 （昭和26年法律第166号）	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
家畜保健衛生所法 （昭和25年法律第12号）	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE特措法） （平成14年法律第70号）	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。
狂犬病予防法 （昭和25年法律第247号）	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） （平成10年法律第114号）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。

目 次

Ⅰ．家畜衛生対策

**１．家畜伝染病予防法の概要・・・

家畜伝染病予防法の概要

○　我が国の**畜産業の振興**を図り、もって**畜産経営の安定**と**国民食生活の安定**を図るためには、**家畜の伝染性疾病の発生を予防**し、及びその**まん延を防止**することが極めて重要。

○　このため、農林水産省及び都道府県の家畜衛生当局は、**家畜伝染病予防法（昭和26年制定）**に基づき、**各種の伝染性疾病の撲滅・清浄化、水際の検疫措置の実施等**に努めている。

●家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）抄

目次

第一章　総則（第一条―第三条の二）
第二章　家畜の伝染性疾病の**発生の予防**（第四条―第十二条の七）
第三章　家畜の伝染性疾病の**まん延の防止**（第十三条―第三十五条の二）
第四章　**輸出入検疫等**（第三十六条―第四十六条の四）
第五章　病原体の所持に関する措置（第四十六条の五―第四十六条の二十二）
第六章　雑則（第四十七条―第六十二条の五）
第七章　罰則（第六十三条―第七十二条）
附則

【対応する主な施策】

- **飼養衛生管理基準**の遵守義務等
- 発生の**届出**、**殺処分**、**移動制限**等
- **水際措置**（国内外への伝播防止）
- 国による財政支援（**手当金の交付**等）

（目的）

第一条　この法律は、**家畜の伝染性疾病**（寄生虫病を含む。以下同じ。）の**発生を予防**し、及び**まん延を防止**することにより、**畜産の振興を図ることを目的**とする。

発生予防・まん延防止対策

家畜伝染病予防法

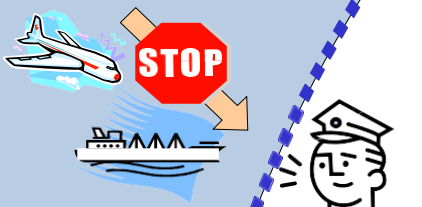
○ **家畜伝染病予防法**に基づき、家畜の伝染性疾病の**発生予防・まん延防止対策を実施。**

発生予防対策



国（農林水産省） ⇔ 連携 ⇔ 都道府県（家畜保健衛生所）

防疫指針の作成等



発生時に備えた準備

- 農場での飼養衛生管理が適正に行われるよう**指導・助言、勧告、命令**
- 補完的に提供する**埋却地**の準備
- **防疫対応**に必要な**資材**の確保、派遣人員のリストアップ、**防疫演習**等を実施

動物検疫所による水際措置

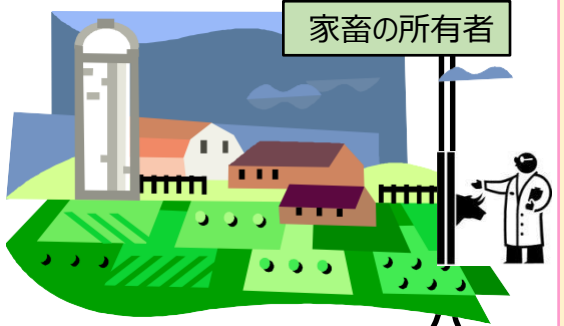
- 動物、畜産物等の**輸出入検疫**
- 入国者に対する**質問、携帯品の検査・消毒**
- 外国食材店等への立入検査

患畜の早期の発見・通報

- 特定症状を呈している家畜を発見した旨の**届出**
- 患畜等を発見した旨の**届出**

農場における飼養衛生管理

- **飼養衛生管理基準**の遵守徹底
- 畜舎等における**消毒**設備の設置、当該設備による**消毒**の実施
- 患畜等の**焼却・埋却**が必要となる場合に備えた土地、施設の確保
- 家畜の飼養衛生管理状況の**定期報告**
- 患畜等の**早期の発見・通報**の徹底



まん延防止対策

都道府県（家畜保健衛生所） ⇐ 国（農林水産省）

防疫方針の決定・改定（緊急防疫指針の策定）
財政支援（消毒費用等）
人的支援（専門家、緊急支援チーム等の派遣）

市町村

都道府県が防疫指針等に基づき行う措置に協力

人的支援 財政支援（疫学調査チームの派遣）

まん延防止措置

- 発生農場周辺の**通行の制限・遮断**
- 家畜等の**移動の制限**、と畜場の事業の停止等
- **消毒ポイント**を通行する車両の消毒
- 患畜等の所在した畜舎等の**消毒**、当該畜舎等における消毒設備の設置、当該設備による消毒
- 患畜等の**速やかな処分**（動物福祉に配慮）
- 患畜等の死体・汚染物品の**焼却・埋却**
- 指定家畜の予防的殺処分（アフリカ豚熱及び口蹄疫のみ）

発 生 農 場

国の財政支援

- 患畜等に係る**手当金及び特別手当金**（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等のみ）の交付
- 必要な防疫措置を講じなかった者に対する手当金及び特別手当金の減額
- 指定家畜に係る補償金、飼料費等の費用の交付
- 家畜の死体・汚染物品の焼却・埋却の費用の負担
- 移動制限による出荷制限に伴う経済的損失の補填

我が国における家畜防疫体制

○　国は、**都道府県、動物衛生研究部門等と連携**し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、**国際機関とも連携**して輸出入検疫を実施。
○　都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として**家畜保健衛生所を設置**し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
○　また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の**自衛防疫団体**が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	318百戸	247万頭
乳用牛	108百戸	129万頭
養豚	29百戸	876万頭
採卵鶏	16百戸	1億8千万羽
ﾌﾞﾛｲﾗｰ	20百戸	1億4千万羽

令和８年２月公表　畜産統計より

自衛防疫団体

輸出入相手先国・地域
国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関

動物検疫所



本所
８支所、19出張所
家畜防疫官 544名
(令和８年10月現在)

農林水産省
消費・安全局



都道府県
家畜保健衛生所
167か所
(病性鑑定施設を含む)
職員数　2,381名
(令和８年４月１日現在)

(厚) 保健所　462か所
(令和８年４月１日現在)

動物医薬品検査所
農研機構動物衛生研究部門

家畜伝染病予防法上の対象疾病

○　家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病のうち、29種類を「**家畜伝染病**」、70種類を「**届出伝染病**」としており、これらを合わせた99種類を「**監視伝染病**」と総称。

監視伝染病（99疾病）

家畜伝染病（29疾病）

【例】

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、伝達性海綿状脳症（TSE）、ランピースキン病、結核、ヨーネ病　等

伝播力が特に強い左記８疾病※を**特定家畜伝染病**という。
発生の予防、発生時の初動措置等について具体的かつ技術的な指針（**特定家畜伝染病防疫指針**）が定められている。

※TSEのうち特定家畜伝染病となっているのは牛に関するもの（牛海綿状脳症（BSE））のみ。

届出伝染病（70疾病）

【例】

牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢（BVD）、オーエスキー病、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）　等

その他の伝染性疾病

監視伝染病以外で、家畜の生産や健康に影響を及ぼすおそれのある疾病

【例】乳房炎、コクシジウム症、新疾病　等

「家畜伝染病」と「届出伝染病」

○ 「**家畜伝染病**」とは、家畜の伝染性疾病のうち、**病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案**し、**発生によるまん延を防止**するため、**殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの**を指す。

○ 「**届出伝染病**」とは、**家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの**、行政機関が早期に疾病の発生を把握し、被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要なものを指す。

家伝法上の類型	対象疾病	発生予防 発生を予防するための**届出**、**検査**等	まん延防止 まん延を防止するための**届出**、**殺処分**、**移動制限**等	輸出入検疫 国内外への伝播防止のための**輸出入検疫検査**等
家畜伝染病 （29種類）	口蹄疫、豚熱※１、アフリカ豚熱、 高病原性鳥インフルエンザ　等 ※１　北海道で発生した疑似患畜等 【法第16条】 --- 豚熱※２、ヨーネ病、ランピースキン病、 伝達性海綿状脳症　等 ※２　北海道以外で発生した疑似患畜 【法第17条】	○	○	○
届出伝染病 （70種類）	牛伝染性リンパ腫（EBL）、牛ウイルス性下痢（BVD）　等	○	×	○
監視伝染病以外の伝染性疾病	乳房炎、コクシジウム症、新疾病等	×	×	×

家畜伝染病予防費

○　家畜伝染病予防法に基づき、①**都道府県が行う発生予防・まん延防止の取組**に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、**と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用**を交付。

国（農林水産省）

発生予防の取組

都道府県

・　家畜防疫員の旅費
【法第60条第１項第1号：10/10】

・動物用生物学的製剤
（ワクチン等）の購入費
【法第60条第１項第５号：　1/2】

・　薬品（消毒薬等）の購入費
【法第60条第１項第７号：10/10】

等

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

・　患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
・　移動制限区域の設定
・　消毒ポイントの設置
・　発生状況確認のための検査

都道府県

・　野生動物に使用する動物用生物学的製剤の購入費
【法第60条第１項第６号：　1/2、10/10】
・　野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
【法第60条第１項第８号：　1/2、10/10】
・　衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
【法第60条第１項第９号：1/2】
・　消毒ポイントの運営に要する費用
【法第60条第１項第10号：　1/2】
・　焼埋却に要する費用
【法第60条第１項第11号：　1/2】
・　移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援
【法第60条第２項：　1/2】　　等

家畜の所有者

・　と殺家畜に対する手当金
【法第58条：評価額の1/3、4/5】

※　原則、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、評価額の10/10を交付する。

・　予防的殺処分を実施した場合の補償金
【法第60条の２：評価額の10/10】

・　焼埋却に要する経費
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】
予防的殺処分【法第60条の２　：10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金

目 次

Ⅰ．家畜衛生対策

１．家畜伝染病予防法の概要……3

２．水際対策……10

３．発生予防対策……19

４．まん延防止対策……30

Ⅱ．主な家畜疾病

１．高病原性鳥インフルエンザ……41

２．豚熱……56

３．アフリカ豚熱……67

４．口蹄疫……76

５．BSE（牛海綿状脳症）……80

６．ランピースキン病……85

７．ヨーネ病……88

８．その他疾病……92

Ⅲ．畜産物の輸出入検疫……96

Ⅳ．家畜衛生に関する国際連携……102

発生予防における水際対策

○ **家畜の伝染性疾病の発生予防においては**、病原体を我が国国内に侵入させないための**水際対策が極めて重要。**

発生予防の全体像（アフリカ豚熱対策を例に）

海外対策
＜旅行者＆船舶・航空機＞

出国前から日本に持ち込ませない

・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策
＜空港＆海港＞

国内に侵入させない

・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒

周知徹底



周知徹底

動物検疫所



海外からの旅行者等に向けた広報等



・家畜防疫官による食材店等への立入検査



国内対策
＜農場＆野生イノシシ＞

農場に侵入させない

・飼養衛生管理の徹底



都道府県



野生イノシシの感染を防止する

・旅行者等への周知徹底
＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

水際対策の体制

○　水際対策の実施に当たっては、**動物検疫所**において、家畜伝染病予防法等に基づき**指定された空海港における輸出入動物や畜産物等の検査、当該検査に基づく措置**を実施し、家畜の伝染性疾病の侵入防止に取り組んでいる。

動物検疫所の配置と指定港

（2025年10月現在）

➢ １本所、８支所、19出張所、６分室体制



家畜防疫官数の推移

R1年度		R8年度
481名	コロナ禍前（2019年）から63名増員	**544名**

◆動物の係留検査



◆保税倉庫等での畜産物の検査



◆空海港カウンターでの手荷物検査



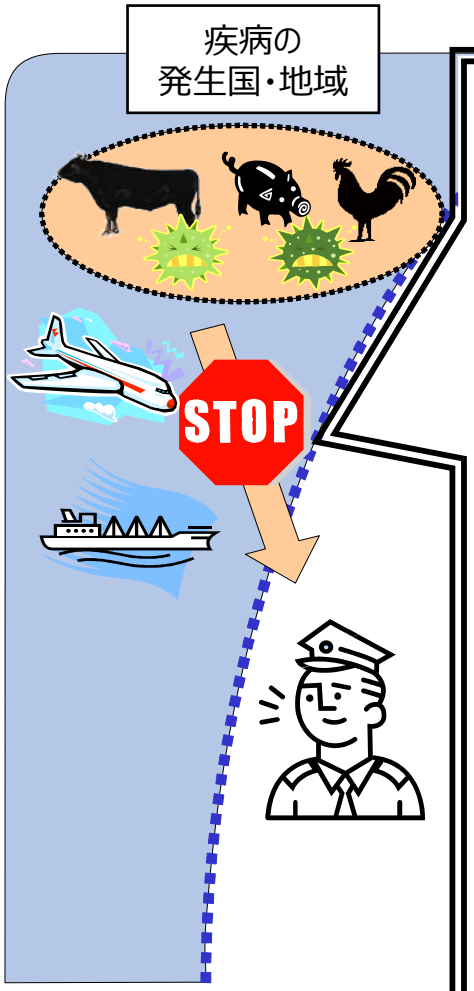
◆犬・猫等の検査



空海港における水際検疫

○　海外から口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入を防ぐため、**空港及び海港**において、**入国者の靴底消毒・車両消毒**、**旅客への注意喚起**、**検疫探知犬を活用した手荷物検査**などの動物検疫措置を徹底。

○　**令和２年３月に家畜伝染病予防法が改正**され、令和２年７月１日から、**出入国者に対する質問**、**携帯品の検査**、**違法畜産物の廃棄が可能**となり、病原体侵入防止措置を一層強化。



空海港における旅客に対する水際対策

◆動物検疫に関する注意喚起◆



◆発生国からの入国者への質問◆



◆動植物検疫探知犬による手荷物検査◆



◆消毒マットを用いた靴底消毒◆



動植物検疫探知犬の活用

○ **検疫探知犬**とは、手荷物の中から動植物検疫の検査を必要とする**肉製品**や農産物**を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬**であり、日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入。

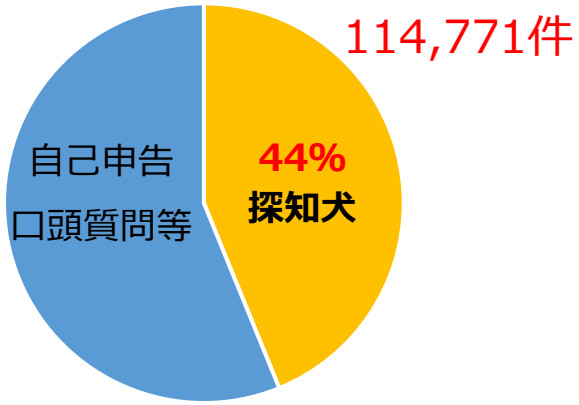
○ アフリカ豚熱発生国など**高リスク国からの便の旅客等の検査に対応**するため、主要空港だけでなく、地方空港への配備も進め、令和２年度末には、**全国で140頭体制を構築**。

検疫探知犬の増頭

H17年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2.7	R3.3～
２頭	**18頭**	**33頭**	**53頭**	**105頭**	**140頭**

禁止品の探知実績

動植物検疫探知犬の禁止品探知実績
（R７速報値）



携帯品及び郵便として持ち込まれた
禁止品等（261,796 件）の44%

探知業務



対象物を発見すると、
座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた
家畜防疫官（動物検疫所職員）が
手荷物検査を実施。

検疫対象物

肉類



ハム、ソーセージ類



餃子等の肉製品



果物



水際検疫での違反品の摘発状況

○　令和２年７月に改正家畜伝染病予防法施行。**水際検疫における家畜防疫官の権限を強化**（輸入禁止品に係る廃棄権限の付与等）。

○　平成31年４月から、有識者、警察等に相談の上、**携帯品検査の対応を厳格化**。

○　令和８年10月30日までに、**携帯品検査**においては７件、**郵便物検査**においては２件の**有罪判決**。

畜産物の不正な持込みによる摘発事例（家伝法違反）

○携帯品検査（令和８年10月30日時点）

	年度	仕出国	違反品	措置状況
1	令和元年度	ベトナム	かも類の卵 偶蹄類の動物の肉	罰金刑が確定
2		フィリピン	ソーセージ等	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
3		ベトナム	豚肉ソーセージ 豚肉調整品 牛肉、犬肉	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
4		タイ	豚肉ソーセージ	罰金刑が確定
5		台湾	偶蹄類の動物及び かも類の血液を含む血餅	罰金刑が確定
6	令和５年度	ミャンマー	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定
7		フィリピン	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定
8	令和8年度	フィリピン	牛豚ソーセージ等	９月に成田空港で違反が発見され、 在宅送致
9		中国	鶏豚ソーセージ	10月に関西空港で逮捕

○郵便物検査（令和８年10月30日時点）

	年度	仕出国	違反品	措置状況
1	令和３年度	中国	豚肉加工品等	罰金刑 及び 懲役刑（執行猶予付き）が確定
2	令和４年度	中国	鶏肉加工品	罰金刑が確定

摘発上位国の状況

※１　自主放棄、自主申告による廃棄を含む。
※２　（ ）内はそれぞれ総件数、総重量に対する割合

○携帯品（令和７年（速報値））

	国名	件数（件）※1,2	重量（kg）※1.2
1	**中国**	61,885（28.0%）	29,088（27.2%）
2	**韓国**	37,980（17.2%）	12,481（11.7%）
3	**ベトナム**	10,973（5.0%）	8,396（7.8%）
4	**フィリピン**	9,816（4.4%）	5,496（5.1%）
5	**インドネシア**	8,939（4.0%）	4,871（4.6%）
6	**タイ**	6,660（3.0%）	2,740（2.6%）
総件数、総重量		220,962（100%）	107,020（100%）

○郵便物（令和７年（速報値））

	国名	件数（件）※2	重量（kg）※2
1	**中国**	31,268（76.6%）	42,768（72.1%）
2	**ベトナム**	5,142（12.6%）	11,899（20.1%）
3	**モンゴル**	975（2.4%）	709（1.2%）
4	**インドネシア**	646（1.6%）	1,260（2.1%）
5	**タイ**	621（1.5%）	791（1.3%）
6	**アメリカ**	527（1.3%）	240（0.4%）
総件数、総重量		40,834 （100%）	59,280（100%）

【罰則規定】
家畜伝染病予防法違反：**３年以下**の拘禁刑又は**300万円以下**の罰金**（法人の場合5,000万円以下）**（第36条第１項（輸入禁止）違反）

水際における更なる侵入防止対策の強化

○ **訪日外客数の増加**により、**違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復**した、**悪質と思われる事例**も顕在化。
○ 動植物検疫の強化に向け、「**水際検疫の強化に向けた検討会**」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
○ 家畜防疫官に**外国食材店等への立入検査**及び**輸入禁止品の廃棄権限等を付与**（令和8年7月1日施行）。

訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



資料：（訪日外客数）日本政府観光局
（禁止品摘発件数）農林水産省「動物検疫統計」※2025年は速報値

外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

➢ 購入した豚肉製品66品について、
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。

① 外装確認の結果、**違法輸入疑い品：12品**（うちベトナム産９品）
② ①のうち**アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：２品**
＊感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

◆肉製品の販売風景品◆



◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の２品◆





違反畜産物の販売等の禁止と立入検査について

動物検疫所（家畜防疫官）による立入検査

販売等の禁止（法第44条の２）
違法に輸入された畜産物の販売等（販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列）の禁止

①立入検査場所の選定
・立入検査場所：店舗、事務所、事業所、倉庫等
・国際郵便物検査の実績や、従業員等による情報提供をもとに選定

②立入検査（法第51条第２項）
・販売品等の確認
（※必要に応じて、監視伝染病により汚染しているおそれがある物を集取・検査）
・帳簿、書類等を検査
・関係者へ質問

③廃棄（法第51条第５項）
・輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染していると認めた物

④公表（法第51条第６項）
・廃棄処分を受けた物に係る販売等に関する事項（氏名又は名称等）を動物検疫所ウェブサイトに掲載

外国食材店での輸入禁止品等の摘発事例

・令和８年9月末、動物検疫所による立入検査を実施。
・立入検査の結果、輸入禁止品等を確認し、全量回収・廃棄
店舗：アジア食材店（茨城県）
輸入禁止品等：ベトナム産鶏肉製品、インドネシア産ソーセージ等、計26kg
・同年10月、動物検疫所ウェブサイトにて当該店舗名称等を公表。




▲ベトナム産　鶏爪



▲インドネシア産　牛鶏肉ソーセージ



▲回収した輸入禁止品等の全体

プレスリリース：家畜伝染病予防法第51条第6項に基づく店舗名称等の公表について（令和8年10月9日）
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/261009.html

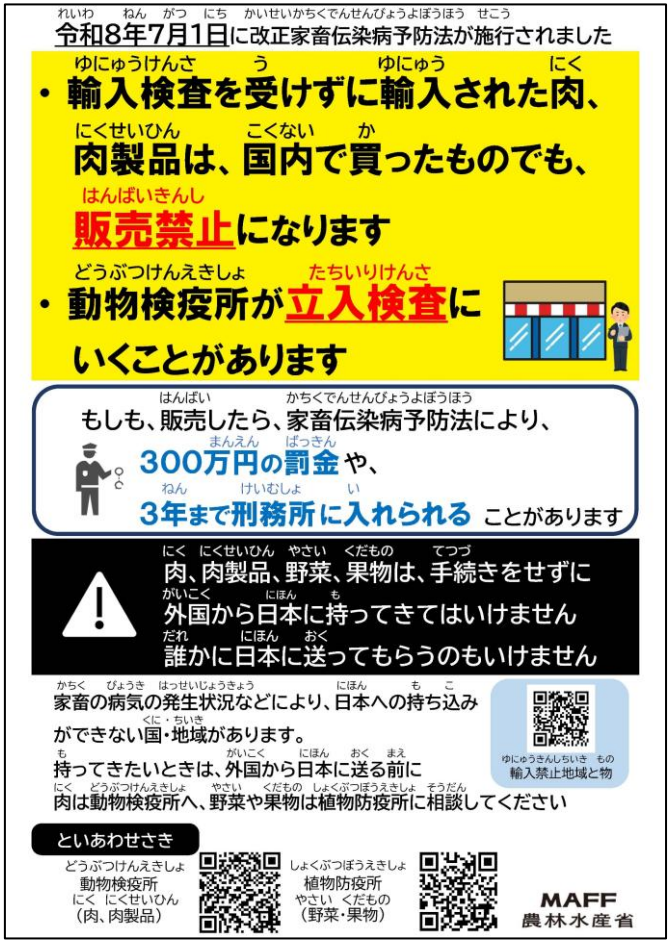
水際対策に関する旅客等への周知・注意喚起

○　海外における疾病の発生状況やトピックスを踏まえつつ、旅行客が肉製品等を持ち込まないよう国内外に広く周知するため、**広報用ポスターを多言語で作成し、各空海港に掲示。**
○　本年の家畜伝染病予防法改正に伴い、**注意喚起のチラシを用いて外国食材店や外国人コミュニティへ周知。**









【多言語ポスター・チラシを作成し掲示・配布】

https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策

１．家畜伝染病予防法の概要……3

２．水際対策……10

３．発生予防対策……19

４．まん延防止対策……30

Ⅱ．主な家畜疾病

１．高病原性鳥インフルエンザ……41

２．豚熱……56

３．アフリカ豚熱……67

４．口蹄疫……76

５．BSE（牛海綿状脳症）……80

６．ランピースキン病……85

７．ヨーネ病……88

８．その他疾病……92

Ⅲ．畜産物の輸出入検疫……96

Ⅳ．家畜衛生に関する国際連携……102

飼養衛生管理基準

○ **飼養衛生管理基準**とは、牛、豚、鶏などの家畜について、その**飼養に係る衛生管理の方法に関して家畜の所有者が遵守すべき基準**のこと。農林水産大臣が基準を定め、**家畜の所有者に対し、遵守を義務付け**。

○ **家畜の所有者**は、毎年、飼養衛生管理の遵守状況を都道府県知事に**報告**。

○ **都道府県**は、**立入検査等**により遵守状況を**確認**。

飼養衛生管理基準とは

（例）
- ✓ 農場関係者向け**マニュアル**の作成
- ✓ **衣服・靴**の**交換・消毒**
- ✓ **野生動物**の侵入防止対策
- ✓ 異状発見の際の**早期通報**

●家畜伝染病予防法（抄）

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三　農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該**家畜の飼養に係る衛生管理**（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）**の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準**（以下「**飼養衛生管理基準**」という。）を定めなければならない。

2　飼養衛生管理基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該**家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基本的な事項**

二　**衛生管理区域への家畜の伝染性疾病の病原体の侵入の防止の方法**に関する事項

三　**衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法**に関する事項

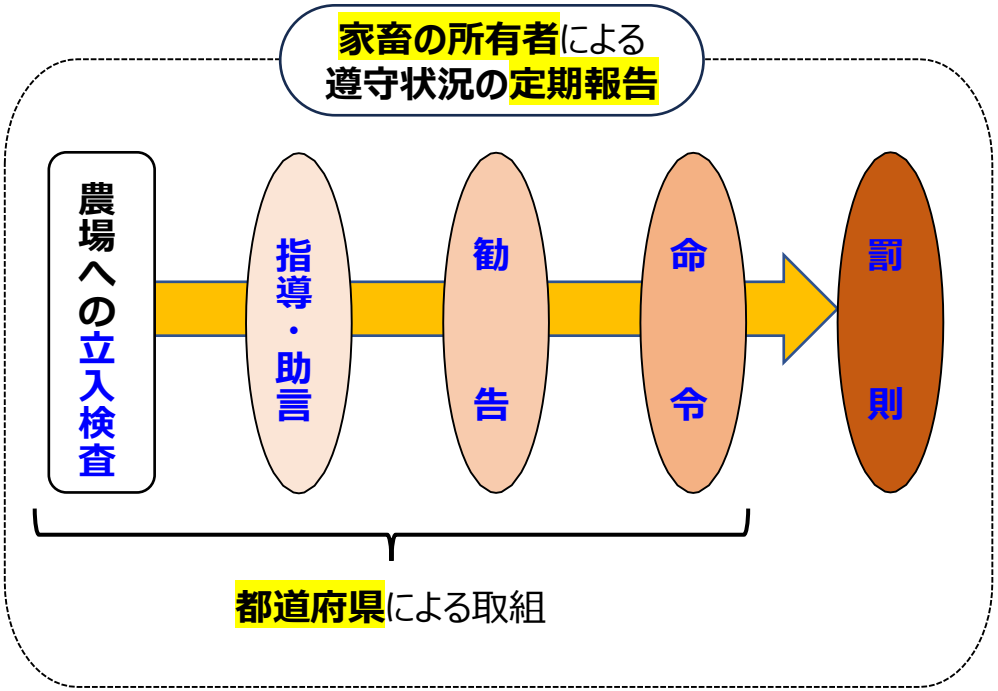
四　**衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法**に関する事項

五　（略）

3　飼養衛生管理基準が定められた**家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。**

4・5　（略）

遵守徹底を図る仕組み



※命令に従わない場合は**公表**。

※飼養衛生管理基準を**不遵守の場合**、家畜伝染病の発生時には、**手当金等が減額**される可能性。

都道府県による指導の高位平準化

○　都道府県による**指導のばらつき解消・高位平準化**を図るため、令和２年の法改正により、**国が飼養衛生管理指導等指針**を、**県が同指針に即して飼養衛生管理指導等計画をそれぞれ作成**し、計画的な指導を行う制度を措置。

○　合わせて、衛生管理に係る責任の所在を明確にし、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、家畜の所有者が、**衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任**することを義務付け。

農林水産省

指導等指針の作成
①基本的な方向
②重点事項
③指導実施体制に関する事項
④協議会の活用に関する事項

家畜衛生情報の発信
①わかりやすいリーフレットやガイドブック等の作成
②ＨＰを使った周知
③家畜衛生情報の調査・研究



都道府県

指導等計画の作成
①指導等計画に基づく指導
②市町村との役割分担、地域協議会の設置・運営
③飼養衛生管理者に対する研修

家畜衛生情報の提供
ＦＡＸ・メーリングリストの活用

飼養衛生管理状況の分析・指導
①電話、写真等での確認、立入検査
②法に基づく指導・助言、勧告、命令

情報提供・助言
（施策情報、科学的知見
他の地域での取組事例）

意見・要望
（地域の課題やその対策
を取りまとめ）

家畜の所有者

飼養衛生管理者（選任）
①必要な衛生対策の見える化
・飼養衛生管理マニュアル、看板
②飼養衛生管理者によるチェック
・自己点検→衛生管理の徹底
③指導を踏まえた改善

自己点検結果の報告等

研修等の実施

協議会
○○地区家畜衛生協議会
地方公共団体 ⟷ **生産者団体**
・情報共有
・共同での取組
・意見集約
関係事業者

※都道府県・市町村の地域単位等で開催

家きんの飼養衛生管理基準

○ 家きんの飼養衛生管理基準では、①**人・物・車両によるウイルスの持込防止**や②**野生動物対策**がポイント。
○ 特に**大規模農場**については、その家畜の管理に多数の従事者が関わる中、**必要な衛生水準を確保**するため、令和３年の基準改正により、**畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置**や**事前の発生対応計画の策定**等を上乗せで規定。

家きんの飼養衛生管理基準の主なポイント

➢ 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ✓ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の**洗浄・消毒の徹底**
- ✓ 衛生管理区域**専用の衣服、靴**、家きん舎ごとの専用の靴の**使用**
- ✓ 上記措置の**記録**　等


家きん舎専用の靴の使用


家きん舎ごとの消毒


出入りの最小限化

➢ 野生動物対策

- ✓ **防鳥ネット**の設置・修繕、**壁**の**破損・隙間**の修繕
- ✓ 家きん舎周囲の**清掃、整理・整頓**
- ✓ 上記措置の**定期点検**　等

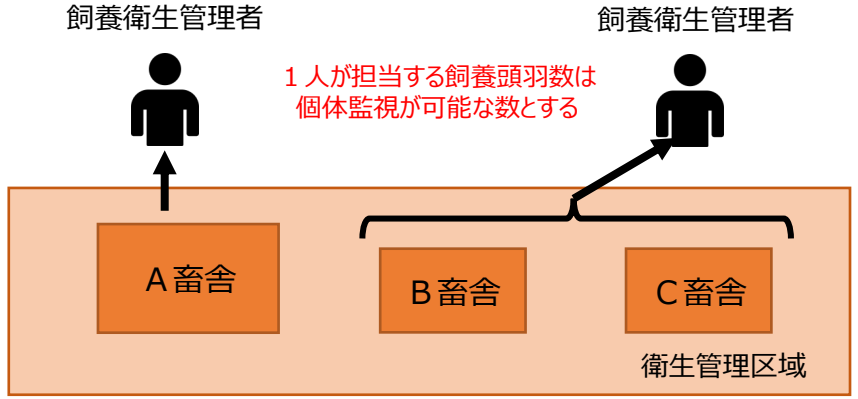

壁等の破損の修繕


家きん舎周辺の整理整頓


周辺の樹木の剪定

畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置

- ➢ **畜舎ごと**に担当の**飼養衛生管理者**を**選任**することを義務付け
- ➢ 同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、１人が担当する飼養頭羽数に上限を設定（鶏は10万羽、豚は３千頭（ただし、肥育豚は１万頭））



事前の発生対応計画の策定

- ➢ 家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜所有者（概ね20万羽以上飼養）は、**発生に備えた対応計画を策定**することを義務付け

【発生に備えた対応計画における記載事項】
・農場概要 ・農場内の動線図
・農場内で防疫作業に必要な人員
・農場内で使用する資材・機材
・防疫作業手順（埋却・焼却及び消毒の具体的な方法等）

ウイルスが侵入し得る「隙」

○ 飼養衛生管理の基本は、**農場に病原体を持ち込まない**こと。**農場の「隙」を埋める**不断の取組が重要。
○ **野鳥・野生動物の侵入・誘引防止**など従来の対策に加え、**直近の発生事例を踏まえた対策強化**も必要。

金網や**防鳥ネット**等の**破損**



×小動物が開けたと考えられる穴

集卵ベルトや**鶏糞排出口**の**隙間**



○防鳥ネット・カバーの設置

堆肥舎での卵や廃鶏の放置による**野鳥の誘引**



×廃棄卵の放置

鶏舎周辺の**野鳥の住処**等の存在



×農場周辺から飛来するカラス

外部作業者の**消毒**の不徹底



○タイヤ周りを含めた消毒の徹底

令和７年飼養衛生管理基準改正の主な改正項目

発生予防

○ **全畜種において類似の項目と統合**するなど、整理。
○ あわせてペット等として飼養されている小規模農場を対象として、**新たに非商用農場向けの基準を設定**。
○ 疫学調査等を踏まえた**侵入防止対策や地域的なまん延防止対策を家きんの基準に追加**。
○ 令和７年９月29日に公布し、一部項目を除き10月1日付けで施行。

全畜種共通（重複・類似する項目について統廃合）

○ 飼養衛生管理マニュアルに規定する事項の整理
- 「農場の平面図」を農場内の消毒の実施方法とあわせてマニュアルに含めるよう整理
- 「愛玩動物の区域内での飼養禁止」について、既に別項目で規定があるためマニュアル内から削除
- 「洗浄及び消毒等の具体的な方法等」の中に「農場における更衣」の記載を統合

○ 家畜の健康観察について、導入時・毎日・出荷時の記載を一つの項目に統合

○ 「衛生管理区域に物品を持ち込む際の措置」と、「海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まない」旨の措置を統合

○ 「給与する水の消毒」について、「給餌施設及び給水施設に関する項目」内に統合

○ 「衛生管理区域内の整理整頓に関する項目」と、「畜舎等施設の清掃及び消毒に関する項目」と統合

新たに設定する基準（非商用家畜）

○ **全ての家畜種の生産物の出荷を行わない小規模飼養農場**について、飼養する家畜の感染予防及び周辺へのまん延防止のための基本的な項目を中心とした**新たな基準を設定（R8年10月1日施行）**

家きんの基準

○ 対象とする家きんにエミューを追加

○ **対応計画の策定対象となる大規模所有者が講ずる措置**
- 入気口へのフィルター、細霧装置等の設置、消毒薬や水の散布等の**塵埃対策（R8年10月1日施行）**
- **分割管理の導入の検討**
- 対応計画に農場による人員、資機材等の防疫措置の実施体制を追記

○ **再発・密集等高リスク地域対策（R8年1月１日施行）**
高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている地域を予め指定（**大臣指定地域**）し、地域内の農場は以下の取組を実施
- 地域内の農場は地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、農場内での消毒薬散布、塵埃対策が行えるよう備えておく。
- 農場周辺における野鳥の生息状況を確認し、農場への侵入リスクについて把握

○ **分割管理**に取組む場合、**家畜保健衛生所の確認を受け**、**指導に従う**よう対応を記載

○ 調整池等の**農場敷地内の水場への野鳥飛来防止対策**　等

牛及び豚の基準

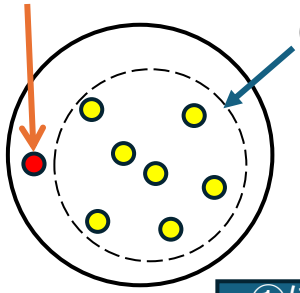
○ **分割管理**に取組む場合、**家畜保健衛生所の確認を受け**、**指導に従う**よう対応を記載

大臣指定地域内での発生に対する準備

○　飼養衛生管理基準において、高病原性鳥インフルエンザ等が過去に複数事例発生しているなど発生及びまん延リスクが高いと考えられる地域を大臣指定地域として指定。
○　大臣指定地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生し、**法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、準備措置を講ずる**よう規定。

大臣指定地域内で鳥インフルエンザが発生した際に消毒命令等を実施（防疫指針）

（１）地域内の農場で発生



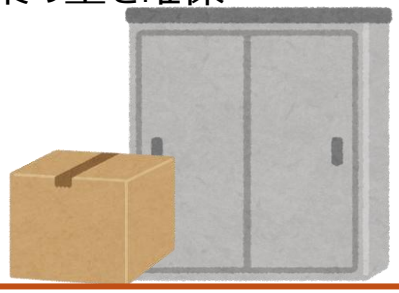
（２）地域内の農場に対し、
①消毒の指示
②塵埃対策の指導
を実施

①に備えて

②に備えて

消毒薬の備蓄（飼養衛生管理基準）

○家きん舎周辺を消毒するのに十分な消毒薬の量を確保



塵埃対策の準備（飼養衛生管理基準）

○入気口周辺対策の場合（換気量の低下などにより家きんの健康を害するおそれがある場合は実施を見送ることもできる）
→フィルターや不織布の設置
→上記設置に向けた準備（枠の設置等）



農場で実施可能な対策を考え、必要な準備を検討



○消毒薬や水の散布の場合
→動噴などの散布に必要となる機材の準備



野鳥の状況把握・誘引防止対策

○　飼養衛生管理基準において、大臣指定地域内の農場は野鳥について、①**農場周辺の生息状況の把握と、②農場への誘引防止対策の実施、③地域で実施する誘引防止対策の検討**を規定。
○　飼養衛生管理指導等指針において、協議会を活用した**地域一体となった周辺環境におけるウイルス低減対策の実施**を規定。

大臣指定地域に所在する農場周辺の野鳥等の生息状況の把握等（飼養衛生管理基準）

・農場周辺の野鳥等の生息状況の把握
・鶏舎の屋根や開口部付近の野鳥が止まるような構造物へのテグスや鳥よけの設置などの農場内の野鳥誘引防止対策の実施
・地域的な実施が必要となる野鳥誘引防止対策の検討

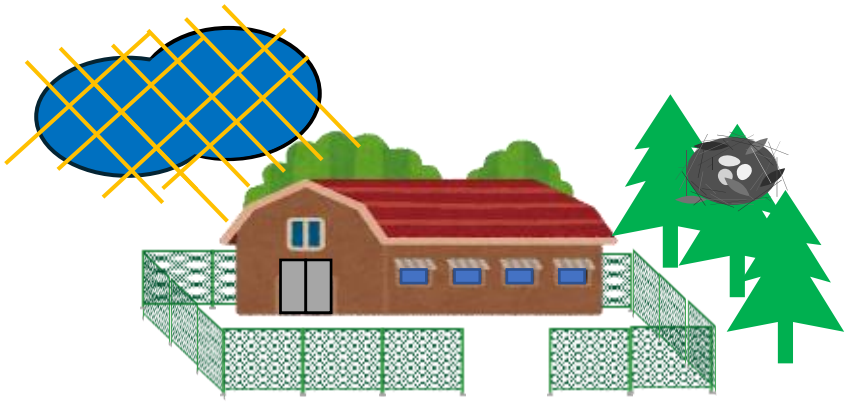


家畜の所有者

・周辺の林にカラスを追い払うことが必要。
・ため池に飛来するカモの誘引防止が必要。

把握した情報を基に地域一体となった対策（指導等指針・防疫指針）

・カラスの追い払い（状況によって巣の撤去）
・ため池への忌避テープの設置や水抜き
などの対策の実施を関係者が一体となって検討

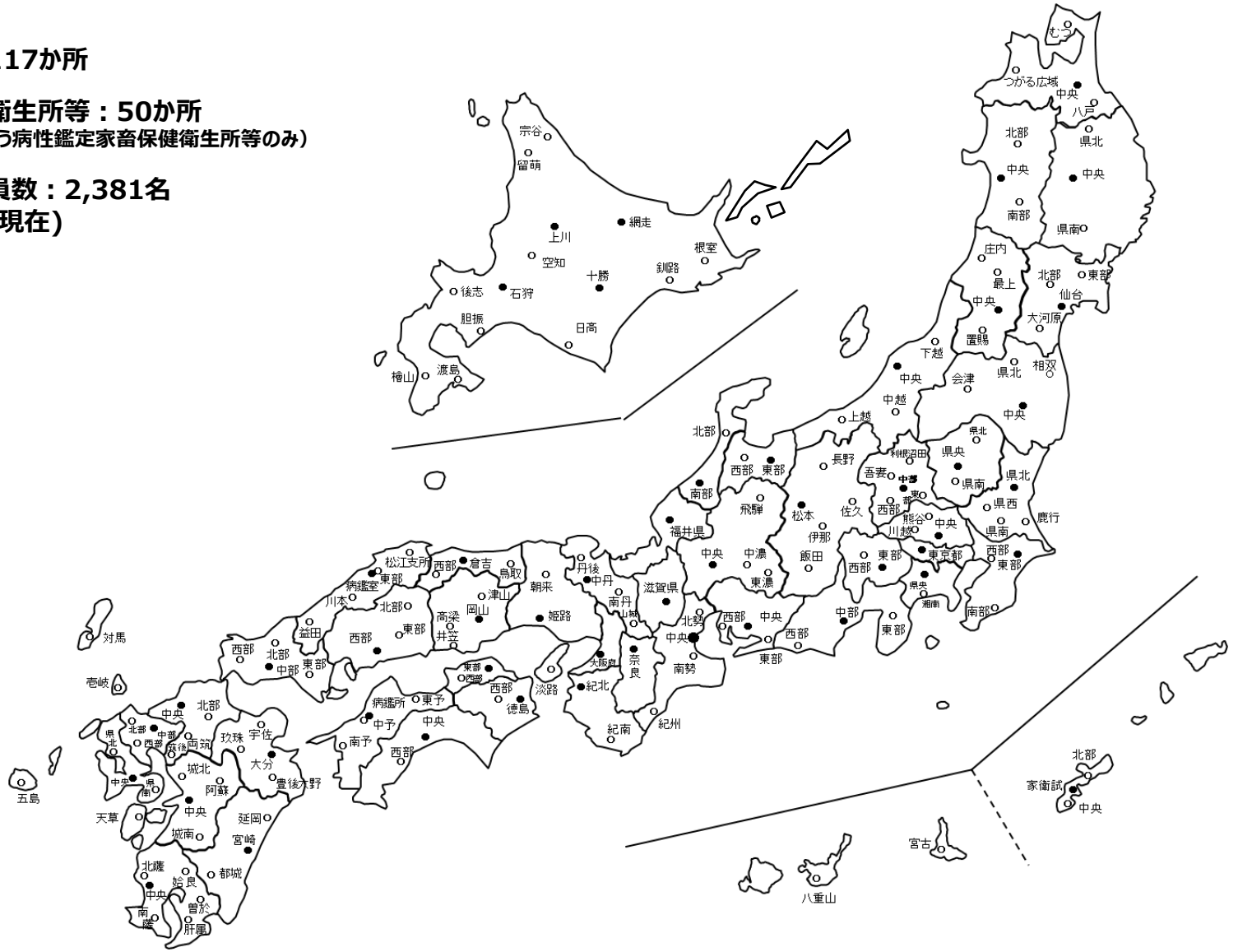


家畜保健衛生所等の設置状況

○　**家畜保健衛生所**は、**都道府県の機関**として設置され、我が国の畜産振興のため、地域における家畜衛生の向上を担っており、**家畜の伝染病予防に関する事務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。**

- **家畜保健衛生所：117か所**
- **病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所**
  （各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ）

家畜保健衛生所職員数：2,381名
(令和８年４月１日現在)



農場HACCP認証に向けた取組

○ 家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師など、**地域一体となった生産段階のHACCP手法導入**を推進。
○ **農場指導員**（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）**を養成**するとともに（H20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（H21年度～）。
○ HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の**認証基準を公表**（H21年度）するとともに、**認証制度の構築**を推進。
○ **民間での農場HACCPの認証手続きが開始**（H23年度～）。※民間認証機関は２団体（令和８年４月現在）。

農場ＨＡＣＣＰ認証に向けた取組

農場指導員※

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

衛生管理システムの構築
・方針、目標の明確化
・組織、役割の明確化
・生産工程の明確化、マニュアルの作成
・危害因子調査
（サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等）
・危害要因分析（HA）
・必須管理点（CCP）の設定

実践
HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証
適切な衛生管理の見直し

農場モニタリング検査・改善指導

と畜検査情報等のフィードバック

農場HACCP認証を取得した畜産農家の声
・経営者や従業員の安全な畜産物を生産するという意識・責任感が高まった
・作業の平準化が図られ、生産性が向上した

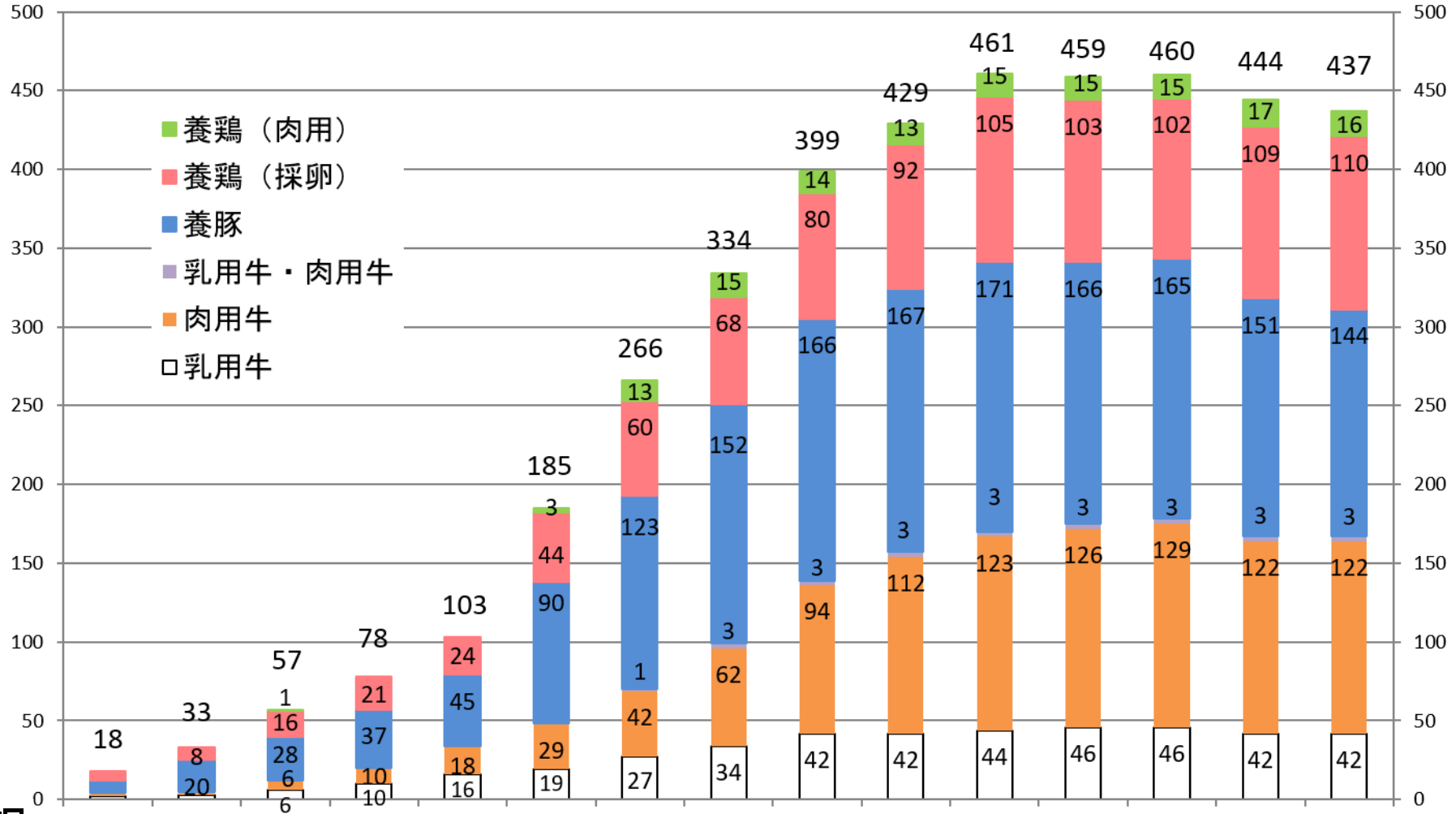
消費者の求める安全な畜産物の生産

農場HACCP認証マーク

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証取得の推移

○　農場HACCP認証を取得している農場数は、令和８年８月時点で437戸。



農場HACCP認証に関する最新の情報はこちら

目 次

Ⅰ．家畜衛生対策

１．家畜伝染病予防法の概要・・・

特定家畜伝染病の発生状況

まん延防止

○ **口蹄疫**は、平成22（2010）年４月に宮崎県で10年ぶり発生。翌平成23（2011）年２月にはWOAHの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。他方、**海外では継続的に発生しており、韓国でも、令和８（2026）年は、１月、２月、７月、9月及び10月に発生。**

○ **豚熱**は、平成30（2018）年９月に岐阜県で26年ぶり発生、以降26都県で108事例発生。令和元（2019）年10月のワクチン接種後発生は散発的となるも、**ワクチン接種県における発生もなお見られる状況。**

○ **アフリカ豚熱**は、我が国では未発生なるも、平成30（2018）年に中国で発生して以降、アジア全域に感染拡大。**韓国では、令和５（2023）年以降、南部まで発生が拡大し、令和８（2026）年以降も飼養豚・野生イノシシでの発生が相次いでおり**、我が国への侵入リスクは高い。

○ **牛海綿状脳症（BSE）**は、平成13（2001）年９月に国内で初めて発生して以降、36事例発生。平成25（2013）年５月のWOAH総会で「無視できるBSEリスク」国に認定（**平成14（2002）年１月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない**）。

○ **高病原性鳥インフルエンザ**は、令和２年シーズン以降、毎年、秋から春にかけて発生。**令和７年シーズンは、累計16道府県24事例発生、約576万羽を殺処分。**

○ **牛疫**は、大正11（1922）年以降我が国での発生は確認されておらず、国際的にも、平成23（2011）年５月のWOAH総会において撲滅が宣言。

○ **牛肺疫**は、昭和15（1940）年以降我が国での発生は確認されていないが、国際的にはアフリカ中心に発生継続。

発生事例数

年　（西暦）	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
口蹄疫	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	6	45	10	15	9	4	5	6	8
牛海綿状脳症（BSE）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	1	23	0	0	4	2	7	5	1	0	33	28	68	38	23	45	14

注１：家畜伝染病予防法第13条第１項の規定による患畜届出戸数（疑似患畜を含む）。

早期通報の徹底

○　鳥インフルエンザ等の**まん延防止のためには、発生農場からのウイルス拡散を防止することが重要**であり、**農場内でウイルスを増殖させず、速やかに封じ込めることが必要。**

○　農場内での**ウイルス増殖を防ぐため**には、**いかに早期に異状を発見し、防疫措置を開始できるか**にかかっている。

○　異状の早期発見・早期通報が行われなかった場合は、いわゆる「**通報遅れ**」によって**まん延の可能性を高めた**として、**手当金が減額される事由となり得る**ことに留意。

手当金減額事例数（鳥インフルエンザの場合）

	発生事例	手当金減額事例	うち「通報遅れ」による減額事例
R2シーズン	52事例	**27事例**	**４事例**
R3シーズン	25事例	**14事例**	**２事例**
R4シーズン	84事例	**44事例**	**10事例**
R5シーズン	11事例	**９事例**	**１事例**

※減額事例は、農水省ホームページにも掲載

◆具体例

【減額割合】手当金及び特別手当金：**2.35割減額（23.5%減額）**

【減額理由】

農場の管理者は飼養衛生管理基準に従い、来場者の消毒実施状況の記録、衛生管理区域に立ち入る際の手指消毒、衛生管理区域に入る車両の消毒及び車内における交差汚染防止対策、衛生管理区域専用の衣服の着用及び更衣する際の交差汚染防止対策、家きん舎に立ち入る際の靴の交換、防鳥ネットの設置及び修繕、衛生管理区域の除草や資材の整理整頓等を行う必要がありますが、当該農場ではこれらが適切に行われていませんでした。**また、家きんに異状が認められていたにもかかわらず、7日間家畜保健衛生所への通報がなされませんでした。**

早期通報の呼び掛け（鈴木農林水産大臣メッセージ）

◆令和７年11月11日（閣議後定例大臣会見）

最も重要なことは、「早期通報」です。
既に全国どこで発生してもおかしくないという危機感の下、積極的な通報をお願いします。通報が遅れてしまうと、それだけ近隣への感染拡大の可能性が高まってしまいます。**空振りの通報であっても全く問題はありませんし、むしろ賞賛されるべきことです。**少しでも怪しいと思ったら迷わず通報いただく、このことをしっかりと生産者の方に徹底いただくことをお願いいたします。

◆令和７年12月23日（令和７年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議冒頭大臣メッセージ）

はじめに、**最も重要なのは「早期通報」です。**
既に全国どこで発生してもおかしくないこと、通報遅れにより瞬く間に感染拡大するおそれがあること、昨年シーズンでは１月に発生が最も多かったことを踏まえ、最大限の危機感の下、**少しでも異状を感じたら、即座に通報をお願いいたします。**

迅速な防疫措置のための初動対応

まん延防止

○ 特に**鳥インフルエンザ**の場合、迅速な防疫措置（殺処分・埋却等）を実施するためには、**初動対応**が最重要。
○ 初動の約12時間に行うべき、**①検査の迅速かつ確実な実施②防疫措置開始に向けた諸準備③農林水産省はじめ関係機関との適時適切な情報共有**、の３点について、各都道府県における体制の整備・点検が重要。

【防疫措置関連】

防疫措置準備
・防疫計画の策定、庁内体制の構築
・農場の下見（先遣隊派遣）
・焼埋却手法決定→事業者と調整
⇓
① 資機材関係
・防疫資機材の在庫確認→不足時は追加調達
・防疫作業基地の選定・設営
・防疫資機材の基地への搬入
② 動員関係
・必要動員規模の把握→不足時は応援要請
・動員組織と調整、関係団体・民間業者と契約
・作業員の輸送手段確保
③ その他
・消毒ポイント設置準備
・通行遮断に係る警察との調整
・疫学調査隊準備

【検査関連】

疑い事例確認（異状鶏通報）

家畜防疫員の立入
・稟告、疫学聴取
・臨床検査
・簡易検査

通報

簡易検査 陽性

報告

病鑑家保持ち込み

遺伝子検査

【約10時間】

検査結果 → 共有 → 農林水産省 → 共有 → 動衛研

【約２時間】

疑似患畜確定 ← 確定 ← 農林水産省 ← 判定 ← 動衛研

防疫措置開始

分割管理の推進

まん延防止

○　患畜又は疑似患畜が確認された農場の家畜は殺処分となるが、飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針に従い、**人・物・家畜等の動線を分けることで農場を分割**し、**殺処分の範囲を限定**することが可能（**分割管理**）。

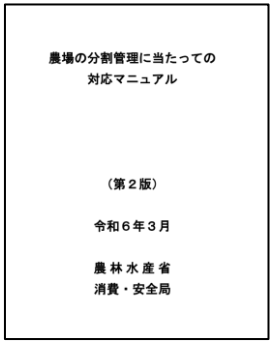
○　分割管理の導入に向けた検討は都道府県により偏りがある状況だが、**先行事例を紹介しつつ**、**大規模農場における分割管理の導入を推進**。

分割管理の取組の際の課題と解決の「タネ」

取組の際の課題	解決に向けた「タネ」
施設整備が必要な取組という認識	作業動線の見直しなど、**ソフト対策のみで検討している事例**あり。
大規模農場向けの取組という認識	**中小規模であっても検討している事例**あり。
施設整備のための**資金が不足**	衛生管理区域を別に設定し一時的に既存施設を使用する、仮設柵を設置するなど、**段階的な分割管理の導入**が可能。
従業員を分けられない	**シャワーを浴びることで、分割された農場区画間の行き来**が可能。
農場内の**施設の配置上対応困難**	**経営規模拡大に取り組む際に合わせて検討**が可能。

分割管理の導入支援

- 「農場の分割管理に当たっての**対応マニュアル**」において、分割管理の取組についての**基本的な考え方**や**取り組む際のポイント**について記載



農林水産省ホームページ
ホーム
→消費・安全
→家畜の病気を防ぐために
→農場の分割管理について

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/bunkatukanri.html

- **消費・安全対策交付金（家畜衛生の推進（ハード））**で支援可能

３．農場の分割管理の導入

高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、堆肥舎等の設備・機器等**の整備を支援します。

［お問い合わせ先］
消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

分割管理に取り組んでいる事例

まん延防止

○ 各農場の**現状・課題に応じて**、要すれば予算事業を活用しつつ、**分割管理に取り組む事例**あり。

事例１（令和５年11月～分割管理開始）

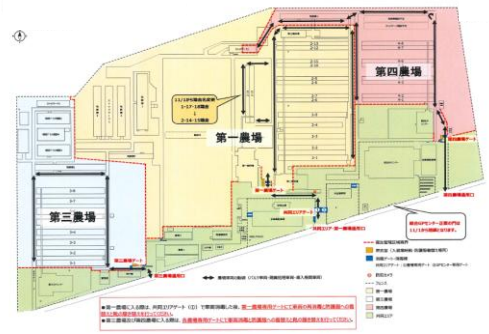
【分割前】



課題・現状

- できるだけ早期に分割管理を開始したい意向（次シーズン目途）
- 消毒ゲート、更衣室、堆肥舎が一部共通
- 従業員が共通
- GPセンターは３箇所

【分割後】



対応

- ✓ 既存施設を元に、３農場に分割。**農場間に境界柵を設置（消費・安全対策交付金を活用）**し、区域毎に消毒ゲートを整備
- ✓ 早期に分割管理を開始するため、仮設柵・仮設更衣室を設置し、**既存の堆肥舎を活用して分割管理を開始**
- ✓ **従業員を専属化**し、分割後の運用の変更点、疾病発生時の農場毎の対応等について**定期的に研修会**を実施

事例２（令和６年４月～分割管理開始）

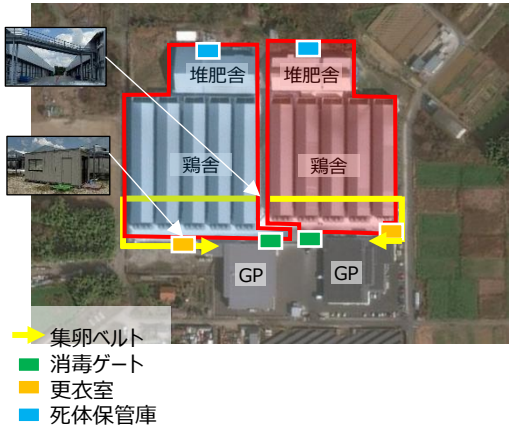
【分割前】



課題・現状

- 区画の境界が不明確
- 中央部分で集卵ベルトが共用
- 消毒ゲート、更衣室、死体保管庫は共用
- 堆肥舎、GPセンターは区画毎
- 従業員は鶏舎毎に配置

【分割後】



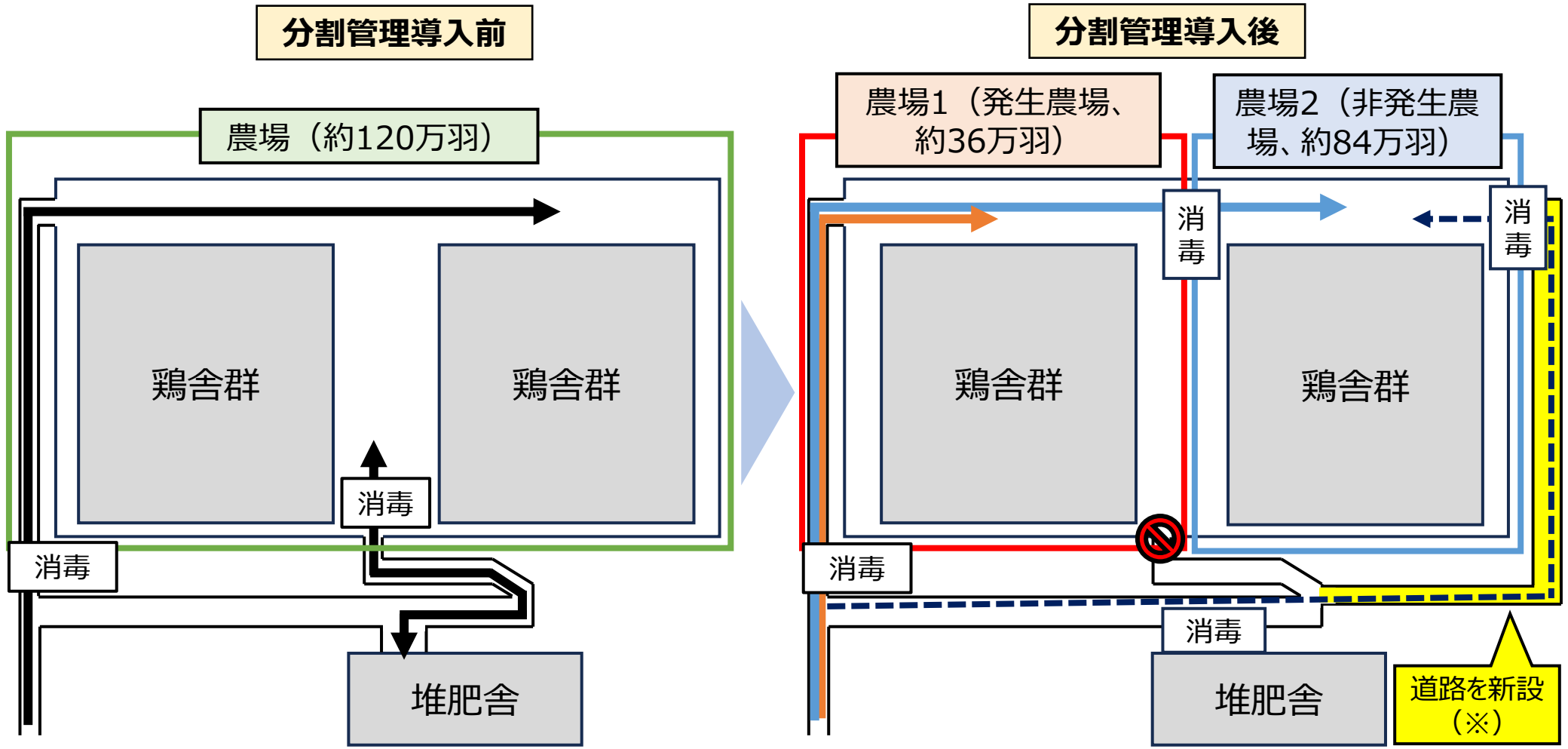
対応

- ✓ 一時的な対応として**三角コーン**を設置、**境界を明確化**（境界柵を整備予定）
- ✓ **集卵ベルトの共用停止**
- ✓ **車両用の入場ルート**の仮設定（消毒ゲートを整備予定）
- ✓ **更衣室**を整備
- ✓ **死体保管庫を独立した衛生管理区域に設定**（区画毎の保管庫を整備予定）
- ✓ **従業員教育**の実施

分割管理によって殺処分羽数を抑制できた事例

まん延防止

○ 令和６年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生においては、**分割管理事例において実際に殺処分羽数を抑制**（約120万羽から約36万羽）。



※新設された道路は、農場２の鶏糞の堆肥舎への運搬及び農場１の防疫作業時における農場２の従業員の農場2への出入りに利用

埋却・焼却

○　家畜伝染病予防法上、まん延防止のための**埋却地等の確保**は、**家畜の所有者の責務**。
○　**確実に活用できる埋却地の確保状況の確認**とともに、**焼却の活用**も推進。鳥インフルエンザの発生事例では、令和４年シーズンは約３割、令和５年シーズンは約５割、**令和６・７年シーズンは約４割で焼却を活用**。
○　焼却の活用に当たっては、**焼却施設が対応可能かの確認・事前の取り決め**のほか、**焼却施設までの運搬ルート**を決める等の**事前調整が重要**であり、先行事例の共有等により、更に取組を推進。

●家畜伝染病予防法（抄）

（家畜の所有者の責務）

第二条の二　**家畜の所有者は**、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該**家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有している**ことを自覚し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三　農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による**焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保**その他の措置**を含む**。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

２～５　（略）

死体の処理方法（鳥インフルエンザの場合）

	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
埋却	56事例（66.7%）	6事例（54.5%）	31事例（60.8%）	14事例（58.3%）
焼却	21事例（25.0%）	3事例（27.3%）	5事例（9.8%）	8事例（33.3%）
埋却・焼却の併用	7事例（8.3%）	2事例（18.2%）	15事例（29.4%）	2事例（8.3%）
合計	84事例	11事例	51事例	24事例

◆移動式焼却炉の活用◆

- R6シーズンでは、**移動式焼却炉**を動物検疫所から**発生県に貸与**し、**焼却作業に活用**した事例あり。



鳥インフルエンザ発生農家に対する経営再開支援

まん延防止

○ **令和７年シーズン**における**発生24農場のうち９農場**（採卵鶏農場では17農場のうち７農場）が、令和８年６月１日時点で**経営再開済み**。

○ **発生農場**に対しては、**家畜伝染病予防法**に基づき、原則として、**殺処分した家きんの評価額の全額**が**手当金**として交付。**迅速な手当金の交付に向け、県とも連携**。

経営再開状況（令和８年６月１日時点）

◆発生農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	52	48	0	4
R3シーズン	23	17	1	5
R4シーズン	81	74	0	7
R5シーズン	11	8	0	3
R6シーズン	51	45	0	6
R7シーズン	24	9	15	0

◆採卵鶏農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	31	28	0	3
R3シーズン	14	11	1	2
R4シーズン	61	56	0	5
R5シーズン	7	4	0	3
R6シーズン	40	35	0	5
R7シーズン	17	7	10	0

経営再開支援メニュー

【家畜伝染病予防費】

○ 家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家きんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

【評価額の算定方法】
・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用（生産費）を積上げ。
・採卵鶏は、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

○ 迅速な交付に向け、農家に対する**必要書類の事前周知・申請フォロー**、家保・県庁における**進捗管理**、**審査の進捗状況の農家へのフィードバック**等について、**発生県と連携して対応**。

【家畜防疫互助基金支援事業】

○ 発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

【クイック融資メニュー・農林漁業セーフティネット資金】

○ 経営再開に必要な**家きんの導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、クイック融資メニューや農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の６か月分又は600万円）の活用が可能。

（注１）「発生農場数」は、公的機関や展示施設など畜産業以外の発生及び関連農場を除く。
（注２）「未再開」は、再開予定がある又は再開するか否かが未定の農場を含む。

豚熱発生農家に対する経営再開・継続支援

まん延防止

○ 豚熱が発生した農場に対しては、原則として**殺処分された家畜の評価額の4/5を手当金として交付**。
○ これに加えて、**家畜防疫互助基金**や**飼料・営農資材の購入等に要する資金の低利融資**も用意。

経営再開・継続支援メニュー

【患畜処理手当等交付金】

○発生農場の早期経営再開・継続に向け、家畜伝染病予防法に基づき、ワクチン接種区域については**殺処分した豚、イノシシに対する手当金**について、原則として**評価額の４／５を交付**。

※ワクチン非接種区域においては原則として**評価額の全額を交付**。

【家畜防疫互助基金支援事業】

○また、経営再開・継続に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**（令和８年５月の家畜伝染病予防法改正により、殺処分対象が見直されたことを受け、20日齢以下の豚を互助金交付対象に追加。）。

【クイック融資メニュー・農林漁業セーフティネット資金】

○さらに、経営再開に必要な**家畜の導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、クイック融資メニュー（詳細次ページ）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の６か月分又は600万円）の活用が可能。

家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）

まん延防止

○ **重大疾病発生時のセーフティネット**として、対象疾病の発生に伴う家畜等の処分により経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家向けに、**迅速な資金融通**を行うことで、**疾病発生直後の資金繰りを支援。**

貸付条件

貸付対象	対象疾病発生農家
貸付限度額	手当金等交付見込額（上限：３億円） ⇒ 家畜１頭羽当たりの単価 × 処分頭羽数
償還期限	２年以内（一括償還） **手当金等の交付を受けたら** **償還期限にかかわらず速やかに償還**
貸付金利	**無利子**
その他の支援	**保証料免除**
融資機関	民間金融機関 農協、銀行、信用金庫、商工中金　等

◆家畜１頭当たりの単価（主なもの）

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
肥育豚	12,824円
哺乳豚 （概ね28日齢まで）	2,144円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※１　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫、牛肺疫が対象。

※２　発生農家であっても、以下の場合は対象になりません。
①対象疾病のまん延につながる行動をとったり、まん延防止措置に協力しないなどの疑いがある場合
②通報遅延や飼養衛生管理基準不遵守の疑いにより、手当金等が20%を超える減額が見込まれる場合

※３　疾病発生から資金融通までの期間は、債務保証の利用等、個々の利用条件により異なるが、最短で数週間から１か月を想定。

※４　手当金等交付見込額は、過去の手当金等交付時の評価実績額を踏まえて算出。
肥育豚・哺乳豚については、豚熱の発生に伴い、疑似患畜が家畜伝染病予防法第17条に基づき殺処分される場合の単価。

※５　農業保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除。

目 次

Ⅰ．家畜衛生対策
1．家畜伝染病予防法の概要・・・

高病原性鳥インフルエンザとは

（１）病原体

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により
高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルス



元気消失

（２）対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

（３）症状・特徴

高い致死性と**強い伝播性**をもつ。感染した家きんは、死亡に加え、元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢などを示す。

※**人獣共通感染症**：海外では、家きん等との密接接触に起因する人への感染事例（死亡事例あり）も報告。
「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトに感染する可能性はないと考える」（内閣府食品安全委員会）

（４）発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、**冬期に発生**しやすい。
我が国において、直近では、**令和２年シーズン以降、毎年発生**（７シーズン連続）。

（５）早期通報・殺処分の意義

早期発見できなければ瞬く間に農場内で感染拡大し、多くの家きんが本病に感染し死亡。
⇒ **早期通報及び迅速な殺処分**等による
まん延防止措置が**必要不可欠**

＜実際の事例（R4シーズン：**７日間の通報遅れ**）＞

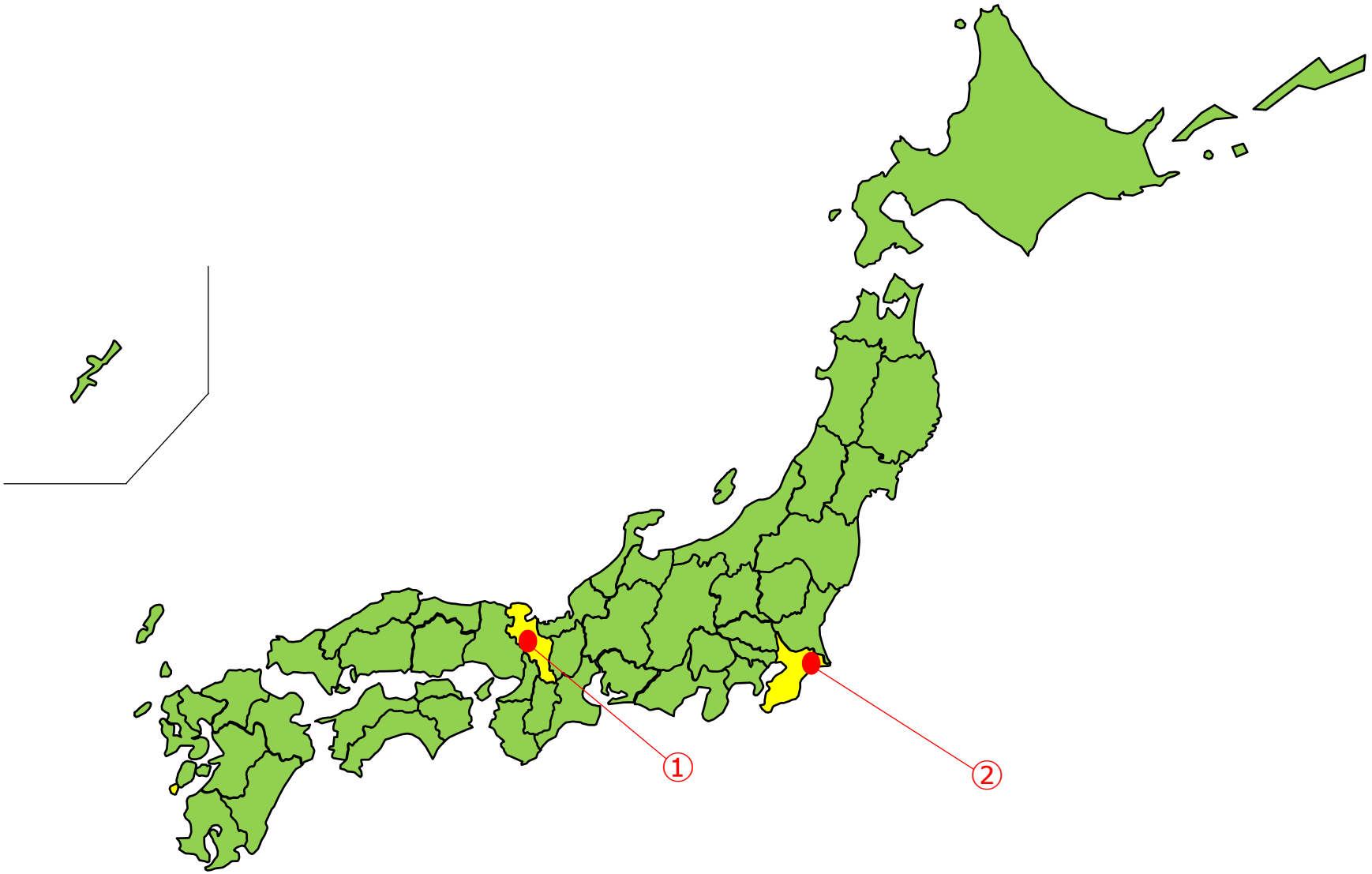
通常の死亡羽数	７羽程度（鶏舎当たり）
異常１日目 （本来通報すべき日）	27羽死亡（発生鶏舎。以下同じ）
３日目	617羽死亡
６日目	1,389羽死亡
７日目	**3,974羽**死亡
８日目（通報当日）	さらに死亡増加（**鶏舎の大多数が死亡**）

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

発生場所			発生日 ※１	飼養羽数 ※２、３	農林水産省 対策本部	防疫措置（殺処分、消毒等）			
						防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除
						開始	完了		
①	京都府１	養鶏場 （京都府亀岡市）	令和８年 11月12日	約20万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月12日	11月12日 ８時30分	－	－	－
②	千葉県１	養鶏場 （千葉県旭市）	令和８年 11月13日	約４万羽 （採卵鶏・ケージ飼い）	11月13日	11月13日 ８時00分	－	－	－

※１　疑似患畜と確認した日。※２　飼養方法は主として疫学調査結果から引用。※３　飼養羽数は疑似患畜確認時の羽数を記載。

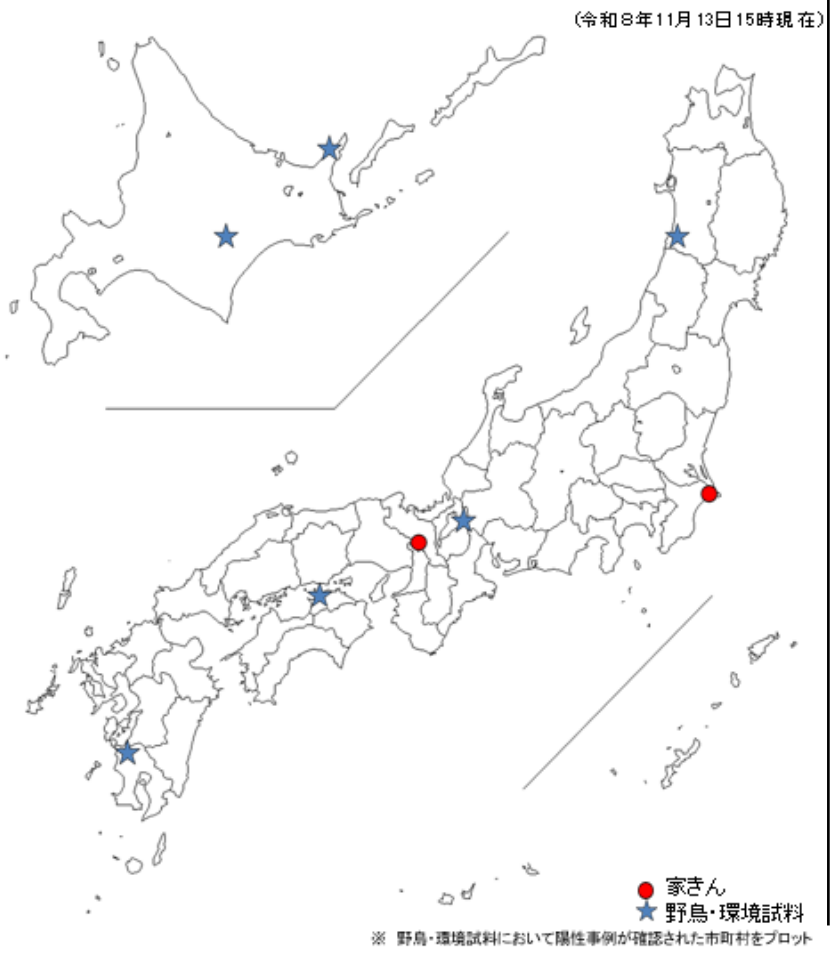
高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況



鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和７年シーズン**は、**16道府県24事例**で発生。
○ **令和８年シーズン**は、**京都府において11月12日、千葉県において11月13日に家きんでの発生**を確認。

令和８年シーズンの発生状況



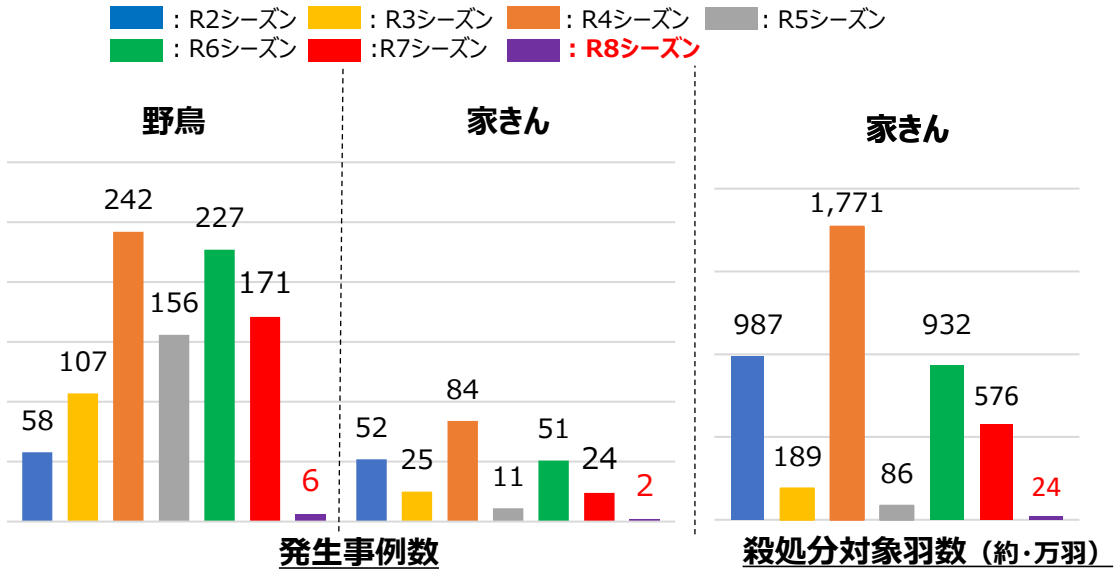
過去シーズンとの比較

（１）初発、最終確認日

シーズン		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン	**R8シーズン**
初発	野鳥	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	10月15日	**11月２日**
	家きん	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日	**11月12日**
最終確認	野鳥	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	5月22日	
	家きん	３月13日	５月14日	４月7日	４月29日	２月１日	4月22日	

（２）発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

（注）野鳥の日付は回収日



（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照

総理指示（令和８年11月11日）を受けた対応

＜総理指示＞（令和８年11月11日13時40分）

① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

② 現場の情報をしっかり収集すること。

③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。

④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、都道府県に野鳥の監視を強化するよう要請。）

② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。

③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。

④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 令和６年シーズンの**疫学調査の結果も踏まえ**、**地域の連続発生に的確に対処**し、**殺処分による影響をできるだけ減らす**ため、令和７年４月に以下の**対策パッケージ**を打ち出した。

Ⅰ 飼養衛生管理の強化

- **養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定**し、**地域ぐるみでの野鳥対策**や**発生時の速やかな消毒対応**等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる**塵埃対策**等を**飼養衛生管理基準に新たに位置付け**
- **再発農家**への**改善確認**の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の**手当金減額率の見直し**
- 指導に従わない農家への**法的な指導や勧告の実効性向上**
- 飼養衛生管理基準への**段階評価**の導入

Ⅱ 分割管理の推進

- **分割管理**に取り組む場合の対応を**法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け**
- **大規模農家**での**分割管理の検討**を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、**分割管理の運用の見直し**

Ⅲ ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、**予防的ワクチン接種の導入に向けた検討**を開始

Ⅳ まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- **民間事業者の活用**が進むよう、**事業者のリスト化**、**研修**の実施、**事前の協議**等を促進

鳥インフルエンザワクチンをめぐる状況

○ **我が国では、ワクチンを使用せず、早期通報、迅速な殺処分等により鳥インフルエンザの常在化を回避。**
○ 本病の発生の増加に伴い、卵価高騰など、**国内では様々な問題点が顕在化。**
○ 他方、**欧米諸国では、省力的な接種が可能な新しいワクチン**の開発や、**接種に向けた動き**がみられている。

発生の増加に伴う主な問題点

鶏卵供給	鶏卵**供給不足による卵価高騰**
埋却地等	再開に当たって**埋却地が確保できない、周辺住民の理解が得られない** 等
殺処分作業	連続発生に伴う**防疫措置の遅れ**、防疫作業の**担い手不足、**家保職員の負担増加 等

ワクチンをめぐる近年の国際的な動き

年 月	世界の動き
2023年５月	➢ **WOAH（国際獣疫事務局）**総会で、家きんへのワクチン使用の検討を促す決議が採択。
2023年10月	➢ **フランス**が、商用あひるを対象としたワクチン使用を開始。
2024年６月	➢ **EU**が、孵卵場での接種（卵内接種、１日齢雛への接種）が可能なワクチンを承認。
2025年２月	➢ **米国**が、ワクチン使用を検討することを表明。 ➢ **WOAH**及び**FAO（国連食糧農業機関）**が、**WHO（世界保健機関）**にも意見照会の上で、ワクチン接種による発生予防・管理にも言及した、鳥インフルエンザ対策の世界戦略（2024−2033）を公表。
2025年３月	➢ **オランダ**が、採卵鶏へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。
2026年	➢ **英国及びカナダ**が、七面鳥へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。 ➢ **デンマーク**が、七面鳥へのワクチン接種を開始する方向で検討中。 ➢ **WOAH**がワクチン接種群でのサーベイランスに関するガイドラインを2027年に作成する旨公表。

鳥インフルエンザワクチンに関する現状と課題

○ ワクチン接種の導入のためには**解決すべき課題が多数存在**。
○ 専門家や関係団体からなる**技術検討会を令和７年８月に設置し、課題やその解決策について議論を開始**。

ワクチン接種に係る現状と課題

現状	課題
○ **感染を完全に防御できず、感染した場合に症状が見えにくくなる** ○ **感染拡大やウイルスの変異**（ヒトに感染しやすくなる）の原因となる ○ 公衆衛生リスク（**飼養管理者の感染**防止対策、食品安全）	○ **接種群での感染の有無を確かめるため、接種農場でサーベイランスが必要** **（全ての接種農場で少なくとも毎月検査が必要）** **⇒持続的な検査体制の確立が必要**
○ 大規模接種できなかったが、新たなワクチンは、**卵内・初生ひなへの接種が可能**	○ **有効性等に関するデータに基づく議論が必要**
○ 予防的ワクチン接種は新しい取組（国内未実施）	○ 接種する場合、新たにコストが発生 **⇒費用対効果を見極める必要**

ワクチンの有効性や接種スキーム等の**技術的論点**だけでなく、ワクチン接種やサーベイランスの実施に伴う**事務的・経済的負担も十分考慮**の上、具体的な課題やその解決策を議論し、導入ありきではなく、慎重にその是非を判断。

鳥インフルエンザワクチン技術検討会について

○ 予防的ワクチン接種の導入に関する具体的な検討を進めるため、**技術検討会を設置**。
○ 令和７年８月以降、これまでに３回検討会を開催（①R7.8.19、②R8.1.19、③R8.9.29）。
○ **予防的ワクチン接種の是非を判断するため、実効性のある接種のために必要な技術的論点・課題について検討**。

検討を行う意義

- 現在、我が国では、発生農場の見逃しのリスク等から、予防的なワクチン接種は行わないこととしているが、令和２年以降、高病原性鳥インフルエンザが**毎年発生**し、世界的にも流行に歯止めが利かない状況。
- 飼養衛生管理の徹底や発生時の迅速な殺処分等だけでは、**発生を予防し、流行を確実に防止することが困難**な場合も。
- 大規模な発生時には、鶏卵の供給不足や価格高騰を招き、**国民生活へ影響を及ぼす可能性**。

➡ **必ずしも発生をゼロにするのではなく、大規模な発生のリスクを低減するため、ワクチン接種の是非について検討。**

検討会委員の構成

➢ 家きん疾病小委員会委員、専門家、関係団体等

第３回検討会（令和８年９月29日）の概要

➢ 国内においてワクチンの有効性に関するデータを得るため、今後具体的な内容を検討しながら、令和９年度に**動物医薬品検査所と動物衛生研究部門において、ワクチン接種・ウイルス攻撃試験を実施**する方向性が定められた。
➢ 今後の議論の方向性として、主に以下のとおり議論があった。
- ワクチン接種家きんのサーベイランスや国際動向に関する**情報収集・共有**を積極的に進めるべき。
- **サーベイランスの実施、ワクチンの供給・管理等の実現可能性の観点**を十分考慮すべき。
- 他国の経済分析等を参考にしながら、**ワクチン接種による経済効果について分析**を行う必要。

（参考）過去の発生事例

<平成15年度の発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
１～３月･･･３府県４事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）
<平成18年度の発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
１～２月･･･２県４事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）
<平成22年度の発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
11～３月･･･９県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）
<平成26年度の発生> Ｈ５Ｎ８亜型（高病原性）
４月･･･１県１事例 約10万羽（熊本県）
12～１月･･･４県５事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）
<平成28年度の発生> Ｈ５Ｎ６亜型（高病原性）
11～３月･･･９道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）
<平成29年度の発生> Ｈ５Ｎ６亜型（高病原性）
平成30年１月･･･１県１事例 約9.1万羽（香川県）

<平成17年度の発生>Ｈ５Ｎ２亜型（低病原性）
６～12月･･･２県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）
<平成20年度の発生>Ｈ７Ｎ６亜型（低病原性）
２～３月･･･ １県７事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

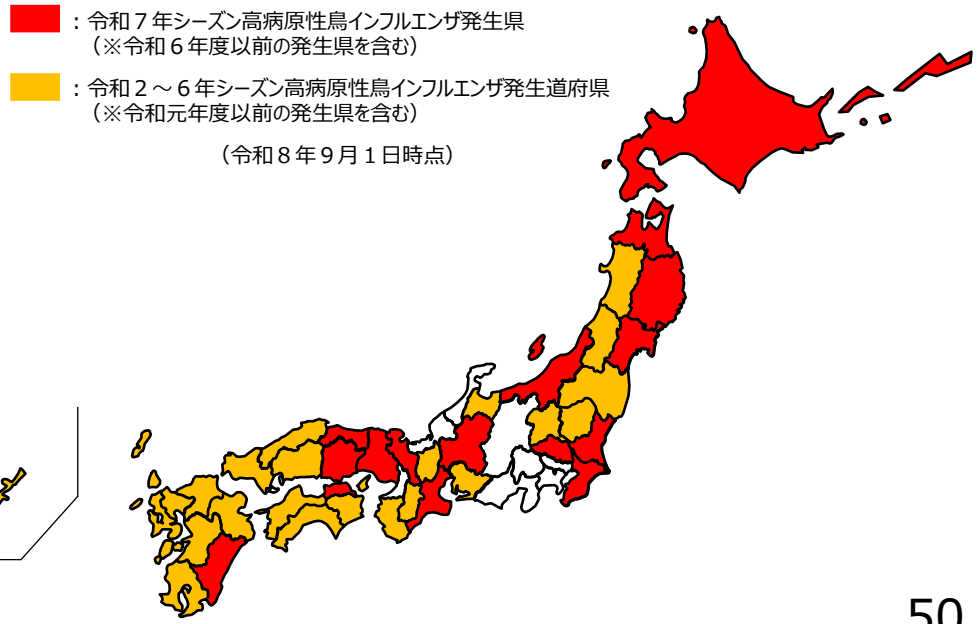
※野鳥における発生（高病原性）

・平成20年　全３県
・平成22～23年　全16県
（他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）

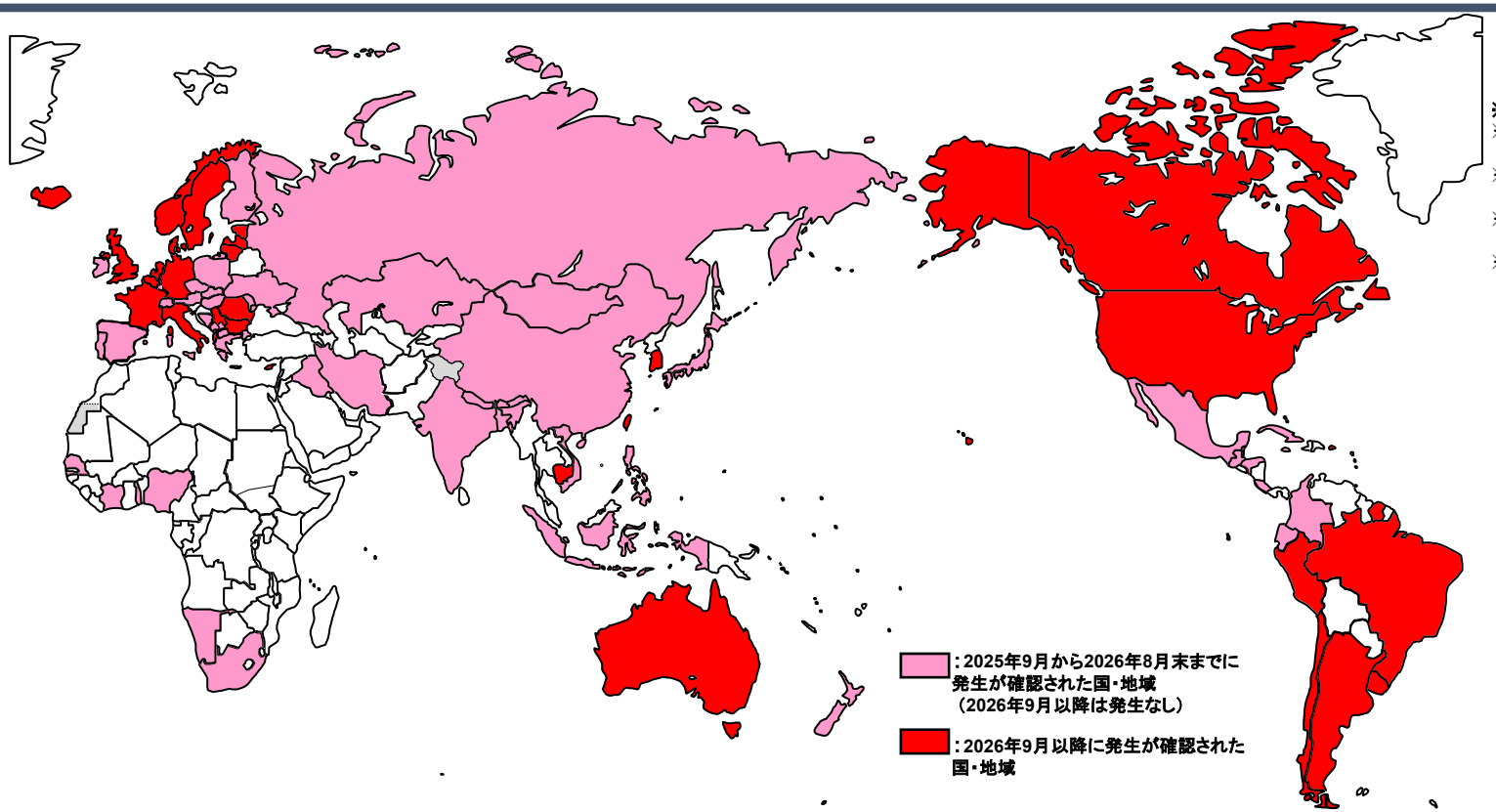
・平成26～27年 全６県12事例
・平成28～29年 全22都道府県218事例
・平成29～30年 全３都県45事例
・令和２年シーズン 18道県58事例
・令和３年シーズン ８道府県107事例
・令和４年シーズン 28道県242事例
・令和５年シーズン 28都道府県156事例
・令和６年シーズン 19道県227事例
・令和７年シーズン 16道県171事例

<令和２年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ８亜型（高病原性）
11～３月･･･18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、 徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）
<令和３年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型／Ｈ５Ｎ８亜型 （高病原性）
11～５月･･･12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）
<令和４年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型／Ｈ５Ｎ２亜型 （高病原性）
10～４月･･･26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）
<令和５年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型／Ｈ５Ｎ６亜型 （高病原性）
11～４月･･･10県11事例 約85.6万羽（佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県）
<令和６年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
10～２月･･･14道県51事例 約932万羽（北海道、千葉県、新潟県、島根県、香川県、宮城県、岐阜県、鹿児島県、埼玉県、宮崎県、愛媛県、茨城県、愛知県、岩手県）

<令和７年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
10～４月･･･16道府県24事例 約576万羽（北海道、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県、埼玉県、香川県、三重県、岐阜県、千葉県、岩手県、宮城県、青森県）



（参考）世界における発生・感染報告状況（2023年９月以降）



2026年11月2日現在

出典:WOAH等

※発生日は、WAHIS等への報告に基づく。

※型別に最新の発生事例を記載し、[ ]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

※白色の国、地域であっても継続感染等により発生が報告されていない可能性もある。

※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH（国際獣疫事務局）が提供する動物衛生情報システム。

《オセアニア》

豪州	H5N1	[2026.10.27]
[ハード島及びマクドナルド諸島	H5N1	[2026.1.3]]
ニュージーランド	H5N1	[2026.8.12]

《ロシア・NIS諸国》

モルドバ	H5N1	[2026.3.25]
ロシア	H5N1	[2026.3.1]

《アフリカ》

ｺｰﾄｼﾞﾎﾞﾜｰﾙ共和国	H5N1	2026.3.16
セネガル	H5N1	2026.5.11
トーゴ	H5N1	2026.7.9
ナイジェリア	H5N1	2026.8.2
ナミビア	H5N1	[2026.2.3]
南アフリカ共和国	H5N1	2026.5.11
		[2026.6.8]

《南北アメリカ》

アルゼンチン	H5N1	2026.5.5
		[2026.3.12]
	H5	2026.9.14
ウルグアイ	H5N1	2026.9.4
	H5	[2026.3.6]
エクアドル	H5N1	[2026.7.9]
カナダ	H5N1	2026.10.11
		[2026.1.1]
	H5N5	[2026.9.10]
	H5N6	[2025.10.4]
グアテマラ	H5N1	2025.11.4
コスタリカ	H5N1	[2026.6.18]
コロンビア	H5N1	2026.6.12
スリナム	不明	2026.9.9
チリ	H5N1	2026.9.26
		[2026.4.20]
ブラジル	H5N1	2026.10.1
		[2026.8.4]
米国	H5N1	2026.10.13
		[2026.2.26]
	H5	2026.3.29
		[2026.2.13]
[プエルトリコ	H5N1	2026.10.5]
ペルー	H5N1	2026.10.15
		[2026.8.5]
ホンジュラス	H5N1	2026.7.8
		[2026.7.22]
メキシコ	H5N1	2025.9.18
		[2026.3.2]
	H7N3	2026.6.2
		[2026.7.8]

《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N1	[2026.2.6]	カザフスタン	H5	[2025.9.23]	ドイツ	H5N1	2026.10.24	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H5N1	2026.2.24
	H5N5	[2026.9.22]	北マケドニア	H5N1	2025.11.6			[2026.9.24]			[2026.1.26]
	H5	[2026.4.29]			[2025.10.8]	ノルウェー	H5N1	2025.9.2	ポーランド	H5N1	2026.7.7
アイルランド	H5N1	2025.11.28	キプロス	H5N1	[2026.9.23]			[2026.10.15]			[2026.7.15]
		[2026.3.3]	ギリシャ	H5N1	[2026.4.3]		H5N5	[2026.10.15]	ポルトガル	H5N1	2025.12.26
アルバニア	H5N1	2026.10.9	スイス	H5N1	[2026.2.16]		H5	[2026.9.25]			[2026.8.10]
イタリア	H5N1	2026.3.24	スウェーデン	H5N1	2026.8.14	ハンガリー	H5N1	2026.3.8		H5N6	[2025.9.7]
		[2026.10.23]			[2026.9.21]			[2026.4.9]		H5	2025.11.7
	H5	[2026.1.16]		H5N2	[2025.12.16]	フィンランド	H5N1	[2026.7.28]	モンテネグロ	H5N1	2026.3.10
英国	H5N1	2026.10.15	スペイン	H5N1	2026.1.8		H5N5	[2025.12.6]	ラトビア	H5N1	2025.12.29
		[2026.10.27]			[2026.5.13]		H5	[2026.5.29]			[2026.10.16]
	H5N5	2026.10.2		H5	[2025.11.14]		不明	[2026.5.6]		H5N2	[2025.11.9]
		[2026.10.3]	スロバキア	H5N1	2026.2.18	フランス	H5N1	2026.9.7		H5	[2026.10.16]
[ケイマン諸島	H5N1	2025.11.27]			[2026.2.23]			[2026.4.13]	リトアニア	H5N1	2026.6.5
ウクライナ	H5N1	2026.4.21	スロベニア	H5N1	[2026.3.25]	ブルガリア	H5N1	2026.10.15			[2026.10.27]
		[2026.1.15]	セルビア	H5N1	[2026.10.8]			[2026.3.26]	ルーマニア	H5N1	2026.2.3
エストニア	H5N1	2026.4.23	チェコ	H5N1	2026.5.4	ベルギー	H5N1	2026.10.1			[2026.10.21]
		[2026.10.18]			[2026.4.1]			[2026.10.21]	ルクセンブルク	H5N1	2026.2.4
オランダ	H5N1	2026.10.27	デンマーク	H5N1	2026.10.26		H5	[2026.3.28]			[2026.2.10]
		[2026.10.19]			[2026.10.26]						
オーストリア	H5N1	2026.2.20		H5N5	[2026.1.20]						
		[2026.7.13]		H5	[2026.1.20]						

《アジア》

イスラエル	H5N1	2026.2.20	中国	H5N1	[2025.10.24]
		[2026.3.25]		H5	[2026.5.7]
イラク	H5N1	2026.1.9	日本	H5N1	2026.4.22
イラン	H5N1	2025.9.29			[2026.4.23]
インド	H5N1	2026.4.2		H5N5	[2026.1.15]
		[2026.2.3]	ネパール	H5N1	2026.7.5
インドネシア	H5N1	2026.5.17			[2026.6.12]
韓国	H5N1	2026.4.8	フィリピン	H5N1	2026.6.24
		[2026.10.26]			[2026.5.5]
	H5N6	2025.11.3		H5N8	2025.9.30
		[2025.11.4]		H5	2025.10.7
	H5N9	2026.3.9			[2026.6.9]
		[2026.10.12]	ブータン	H5N1	2026.6.12
カンボジア	H5N1	2026.9.21	ベトナム	H5N1	2026.2.7
		[2026.3.12]	モンゴル	H5N1	[2025.11.4]
台湾	H5N1	2026.10.13			
		[2025.12.2]			

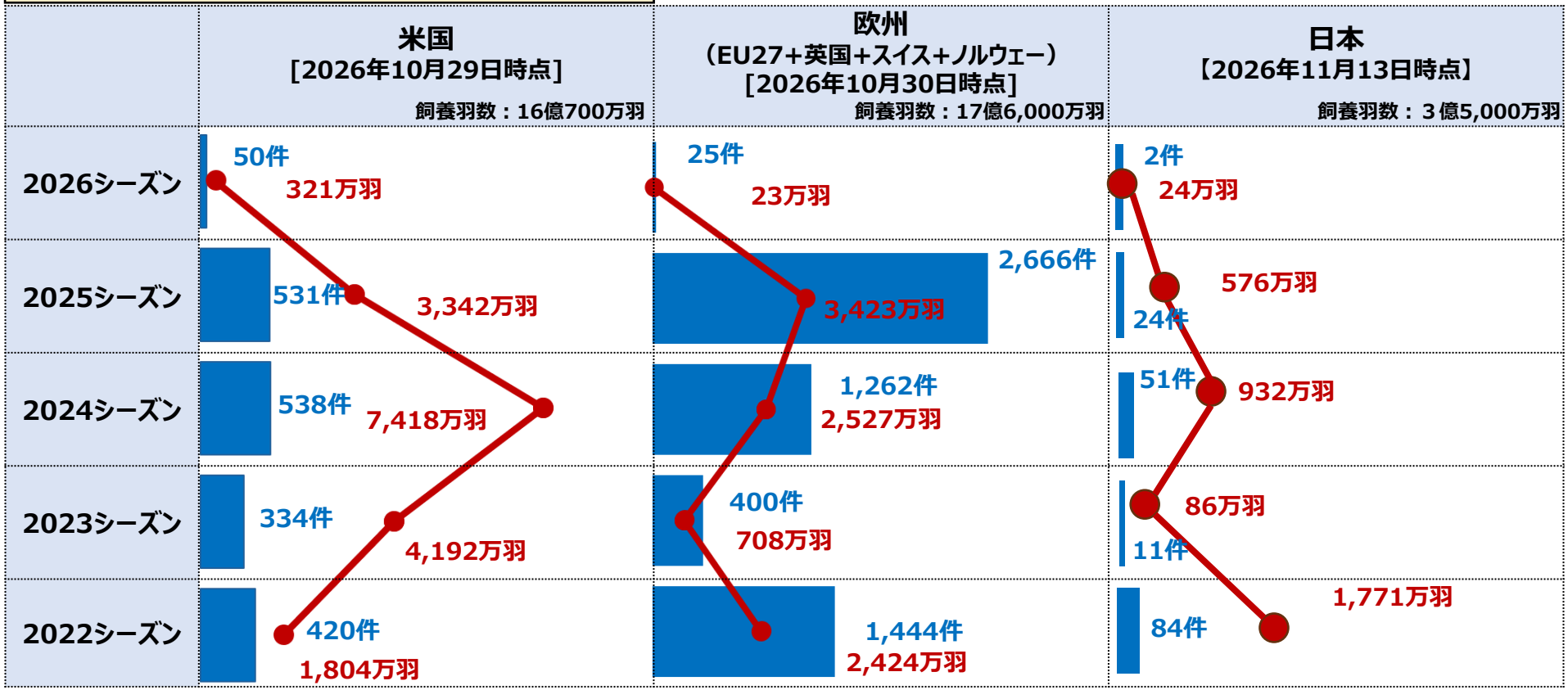
米国・欧州における近年の高病原性鳥インフルエンザの発生状況

○ 2020年秋以降、世界的な流行が継続しており、先進国においても**日本の数～数十倍の発生件数が確認されている。**

○ **米国**では、**2024シーズンに過去最大規模の発生**となり、
殺処分数は約7,418万羽（うち採卵用家きん約6,075万羽）と過去最多。
鶏卵需給がひっ迫し、鶏卵価格が高騰※。トルコや韓国等からの鶏卵の緊急輸入を実施。
※全米消費者価格[ドル/12個]：2.99 （2024年3月） → 6.23 （2025年3月）

各国の発生件数・殺処分羽数の推移

（出典）WOAH-WAHIS、米国農務省動植物検疫課HP、米国労働省労働統計局HP、EFSAレポート、報道情報、FAOSTAT（2023）



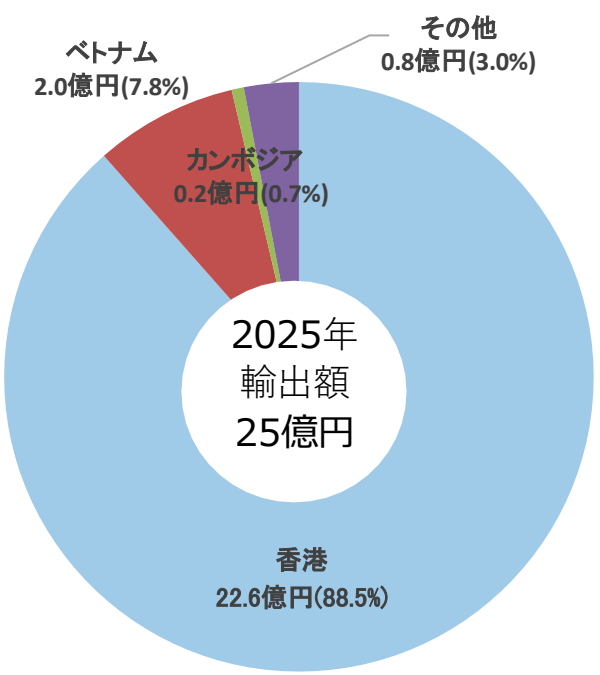
（参考）輸出への影響

○　高病原性鳥インフルエンザの**疑似患畜が確認**された場合、**同日**から、**香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、米国**に対しては、**発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止**。

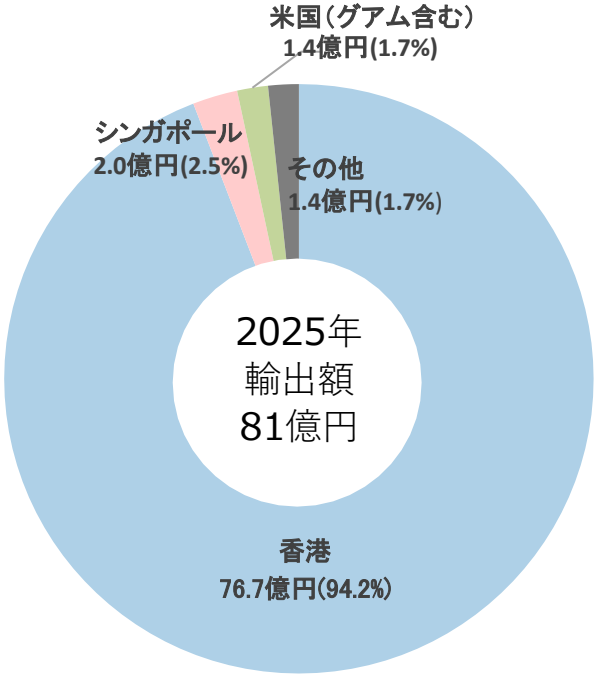
○　**その他の国**に対しては、**全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止**。その後、**輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉**。

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2025年）について】

〈鶏肉〉



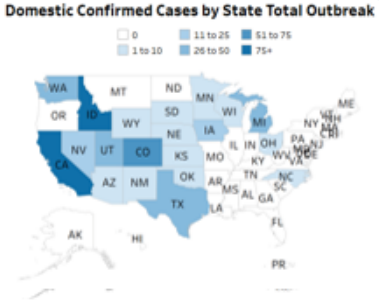
〈鶏卵〉



（参考）米国における乳牛の鳥インフルエンザ感染について

乳牛における感染状況等

○ 20州1,218件（2024年３月25日初報告、2026年10月29日時点）
（テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州、ネブラスカ州、ウィスコンシン州、ワシントン州）



米国農務省（USDA）ウェブサイトより

○ 牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等。重症例では粘稠な乳の排出等。
死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く10日程度で回復。
○ ウイルスは野鳥や家きん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。
野鳥から乳牛へ感染し、搾乳作業を介して、乳牛から乳牛へ感染が広がったと推定。感染牛は乳中に多くのウイルスを排出。野鳥から乳牛への感染について、 2025年２月、２例目がネバダ州、３例目がアリゾナ州で、2025年12月、４例目がウィスコンシン州でそれぞれ確認された。
○ 州境を超える感染拡大は牛の個体移動により起こり、酪農場間での感染拡大は搾乳作業に加えて、作業者、牛の運搬車などによる可能性があるとされる。家きん農場への感染も疫学調査が進められている。
○ 2024年４月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け（2026年４月27日以降は、非発生州からの移動については検査を免除）。

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

○ 市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き消費者の健康リスクに懸念はないとの見解。市場に流通する加熱殺菌牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
○ 肉用牛で本病は確認されていない。 USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。市場に流通するひき肉での調査において、これまでウイルスは検出されていない。
○ 2024年４月１日以降2026年10月15日までに、感染した牛と接触した42名のHPAI感染を確認。これまで報告された症例によれば、いずれも軽症（多くは結膜炎を伴う。一部、咳などの上気道症状。）で回復済み又は回復中と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解。

農林水産省の見解・対応状況

○ 米国の乳牛における集団感染は、野鳥から乳牛への感染から生じた過去に世界で経験のない稀（まれ）な事象である。また、2003年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本へ持ち込まれることはない。したがって、現状において日本の牛での感染を過度に恐れる必要はない。
○ 一方で、日本国内でも野鳥から牛に感染するおそれを完全には否定できないため、都道府県に対し、牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年４月３日）。

※ 2026年1月、オランダの農場にて乳牛からHPAIウイルスに対する抗体の検出が報告されている（ウイルスそのものは検出されず）。
なお、現状において、オランダから日本に生体牛は輸入できないため、米国同様、乳牛を介して本病が日本に持ち込まれることはない。

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

豚熱とは

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス　（classical swine fever virus）
- **罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触**等により感染。



【皮膚紫斑（しはん）】

（出典：動物衛生研究部門）

■ 宿主

- **豚、イノシシ　※人には感染しない**

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- **我が国では平成30年９月に26年ぶりに発生。**

  飼養豚では26都県、野生イノシシでは44都府県で発生（令和８年10月13日時点）。

■ 症状

- 発熱、食欲不振、うずくまりや白血球の減少などが見られるが、

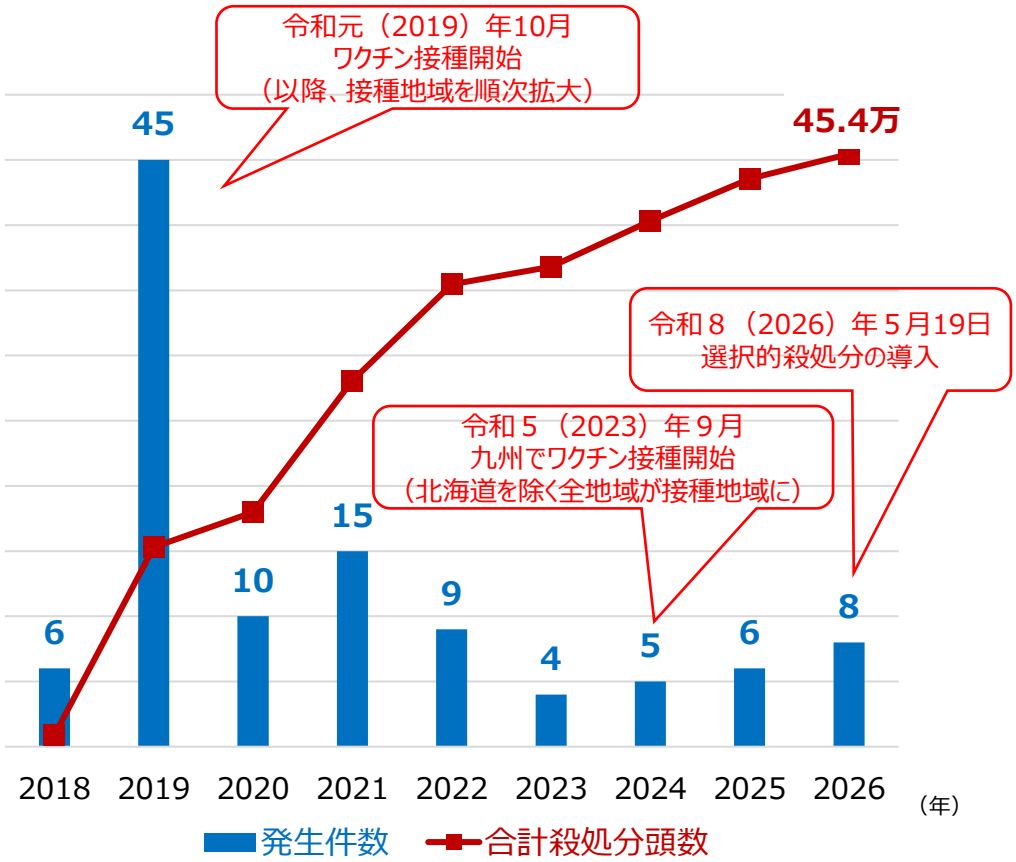
  明瞭な症状を示さず死亡する場合もある。

※有効なワクチンが存在

豚熱の発生状況

○　平成30年９月９日の岐阜県での発生（26年ぶり）以来、**26都県計108事例**発生。
これまでに**約45.4万頭を殺処分**。
○　**令和元年10月の**<u>**ワクチン接種開始以降、発生は散発的**</u>となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。

発生状況の推移



直近の発生状況

4/10　国内103例目(宮崎県初発)
：約5,500頭殺処分

5/5　国内104例目(静岡県２例目)
：約2,900頭殺処分

7/4　国内105例目(静岡県３例目) [選択的殺処分]
：約1,000頭殺処分

10/7　国内106例目（愛媛県２例目）[選択的殺処分]
：約2,300頭殺処分

10/10　国内107例目（群馬県16例目）[選択的殺処分]
：約1,900頭殺処分（関連農場の対象頭数を含む）

10/16　国内108例目（茨城県４例目）[選択的殺処分]
：約1,100頭殺処分

選択的殺処分の基本的な考え方

○　令和８年５月に**家畜伝染病予防法が改正**され、**同年５月19日に公布、即施行**された。
○　**適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならない**との専門家の結論を踏まえ、全頭殺処分から**伝播リスクとなりうる豚のみを殺処分（選択的殺処分）**。
○　発生後、殺処分等や消毒の期間を含め、**概ね３か月間監視（移動制限＋報告徴求）**。
○　監視期間中も、消毒完了後、症状のない豚は**と畜場出荷や肥育農場への移動が可能**。

１．殺処分の範囲

県が、国と協議の上、**決定**。

①　ワクチン**免疫が成立していない**豚
未接種・接種後**20日未経過**・発育不良
※　３回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。

②　**症状**が認められ、**PCR陽性**となった豚

③　その他**家畜防疫員が必要と判断した**豚

・接種が早すぎるなど、県の指示に従わず、ワクチンが適切に接種されていない
⇒**全頭殺処分対象**

・感染が限局していない
（農場内にウイルスが広範囲に浸潤）
⇒繁殖豚を除く**全頭を殺処分対象**

２．防疫措置

（１）拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等

（２）殺処分等・消毒
殺処分は１週間以内を目途に実施。
消毒は１週間間隔で３回実施。

３．監視プログラム

○　**移動制限**と毎日の**報告徴求**により監視。
（**監視期間：約３か月**）

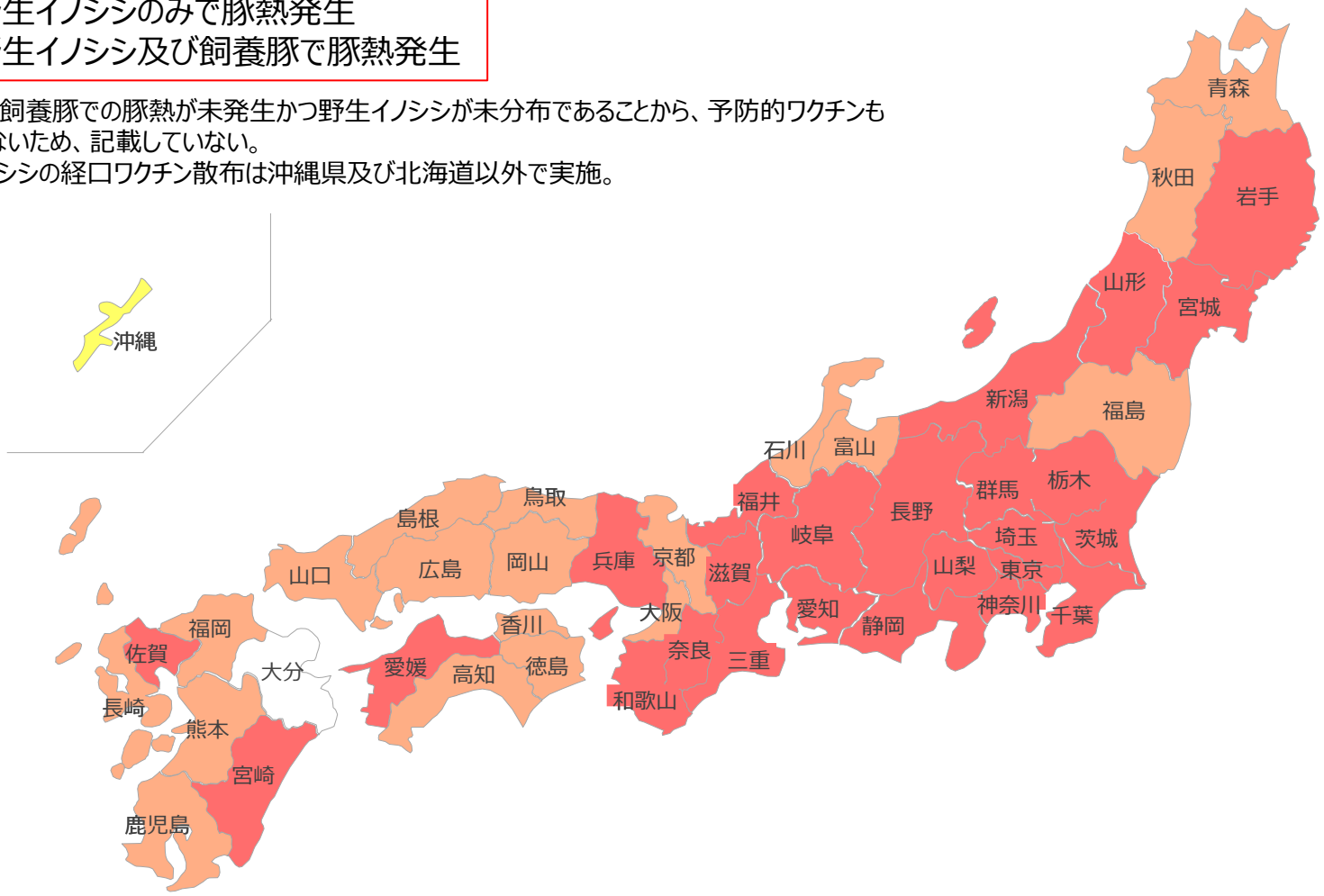
○　**消毒完了後**（発生から**約３週間後**）、**症状のない豚は**以下が可能。
・**と畜場出荷**
・子豚の**肥育農場への移動**

豚熱飼養豚発生県及び野生イノシシ発生県について

○　豚熱について、飼養豚における発生は26都県（飼養豚頭数：約494万頭（全国の56.4% ））、野生イノシシにおける発生は44都府県（飼養豚頭数：約768万頭（全国の87.7%））。なお、飼養豚へのワクチン接種推奨地域として指定している都道府県は北海道以外の46都府県。　※飼養豚頭数は、R8畜産統計・確報値を基に計算

黄色：飼養豚のみで豚熱発生
橙色：野生イノシシのみで豚熱発生
赤色：野生イノシシ及び飼養豚で豚熱発生

※　北海道は飼養豚での豚熱が未発生かつ野生イノシシが未分布であることから、予防的ワクチンも接種していないため、記載していない。
※　なお、イノシシの経口ワクチン散布は沖縄県及び北海道以外で実施。



農場における対策

○　豚熱の発生を予防するためには、適時適切なワクチン接種に加え、**飼養衛生管理の徹底**が最も重要。
○　飼養豚が野生動物と接することがないよう、**野生動物侵入対策**を講ずるとともに、農場内や車両の**消毒**や飼養衛生管理区域での**更衣・履替え**等の徹底が、農場へのウイルスの持込みを防止するために重要。

1　適時適切なワクチン接種

- 母乳からもらう免疫が消失する時期を考慮し、**接種時期**を決定。
- ワクチンの**適切な管理**。



2　野生動物対策

- 農場を囲う**柵**や**壁**を設置するとともに、**破損等がないか定期的に点検**。
- 農場辺縁を含め敷地内の**草刈り**や**枝の剪定**を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。
- **死亡家畜**は野生動物を誘引しないよう**適切に保管**。



3　農場内や侵入車両の消毒

- 畜舎周囲・農場外縁部に定期的に**石灰を散布**。
- **車両の洗浄・消毒**も忘れない。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかり落とす。

4　更衣・履替えの徹底

- **洗浄・消毒**された**衛生的な衣服**や**長靴**を用意。
- **長靴は履替えを徹底**し、使用後は**洗浄**してから**消毒**。
- **消毒薬**は定期的、または汚れた都度**交換**。



野生イノシシ対策

豚熱

○　野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、**サーベイランス・捕獲の強化**、**経口ワクチン散布**、山林に立ち入る者等への**対策の周知**など、野生イノシシ対策を実施。

（１）サーベイランスの強化　豚熱　アフリカ豚熱

○　平成30年９月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始**。
○　令和２年８月31日に**全都道府県**に向けて**豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知**を発出。
○　令和４年４月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。

（２）捕獲の強化　豚熱　アフリカ豚熱

○　自治体、農林水産省及び環境省が連携し、北海道を除く**46都府県**について、農場周辺や野生イノシシの感染確認区域を**「捕獲重点エリア」**に設定。

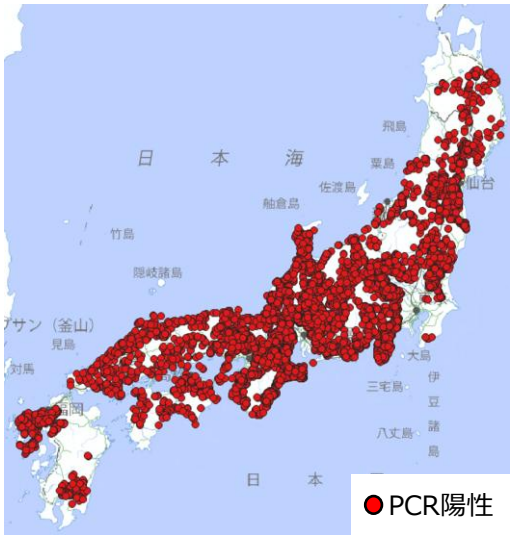
（３）経口ワクチン散布　豚熱

○　平成31年３月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
○　現在、**45都府県で経口ワクチンを散布**。

（４）感染防止のための周知等の推進　豚熱　アフリカ豚熱

○　一般の方に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布、ポスターコンテストの実施等により、感染防止対策を周知。
○　捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

【44都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】



豚熱感染野生イノシシ発見地点
（発見・捕獲日ベース：令和８年10月21日時点）

豚熱経口ワクチンの散布

○　平成31年３月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。**現在までに45都府県で散布**。

○　早期から散布を実施している中部地方の県では、**野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得イノシシを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。

○　散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで、以下を目指しているところ。

①　**農場への感染リスクの低減**

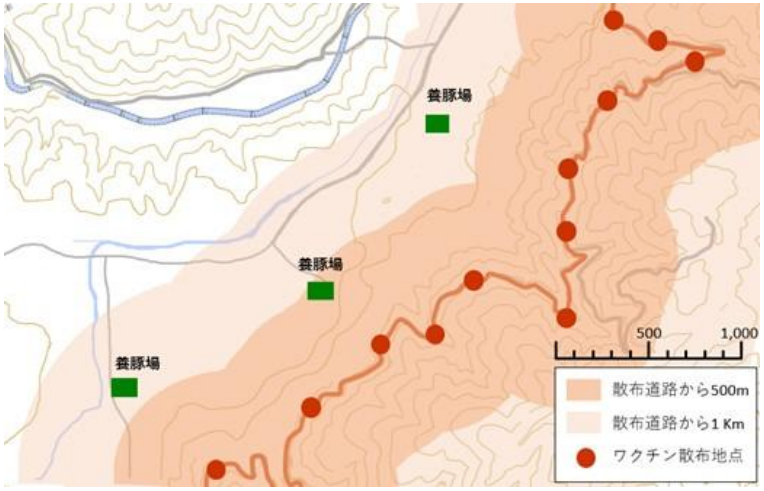
②　まん延スピードを弱め、**未確認地域への侵入を防止**

○　農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

（参考）養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

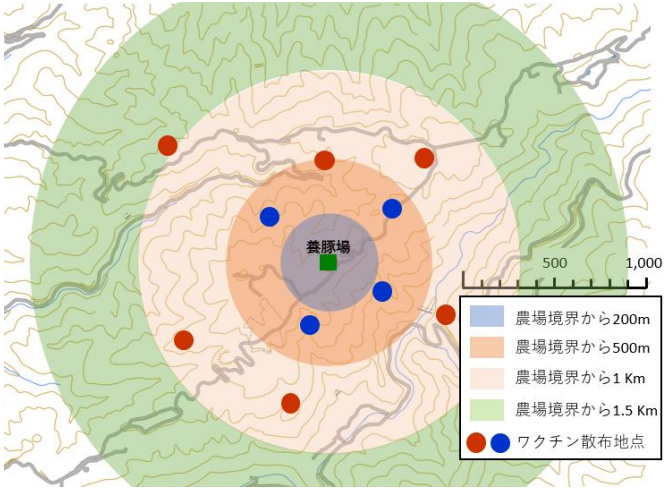
（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。）

A:エリア型散布



・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
・農場が多く集中しているエリアがある場合
・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（ ● ）でも、散布が可能と考えられる。

移動式レンダリング装置の配備状況

○ 九州は国内豚肉生産の約３割を占める一大養豚地帯であり、今後仮に九州域内で豚熱が続発した場合、**短期間で殺処分数が増大**し、**死体等の処理の遅延によるまん延が懸念**される。

○ このため、全国の動物検疫所に**移動式レンダリング装置**を**５台配備（九州地域では２台配備）**しており、今年度更に**１台追加配備予定**。

○ 本装置は**防疫演習（R6.10.22 鹿児島県）**や**防疫措置（R7.3.31 千葉県豚熱事例）**に活用。

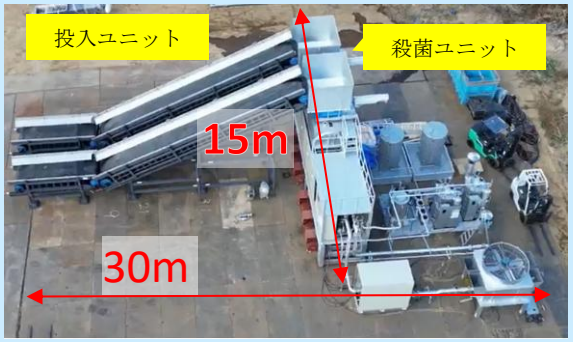
移動式レンダリング装置の概要

①北海道、横浜、門司、鹿児島配備

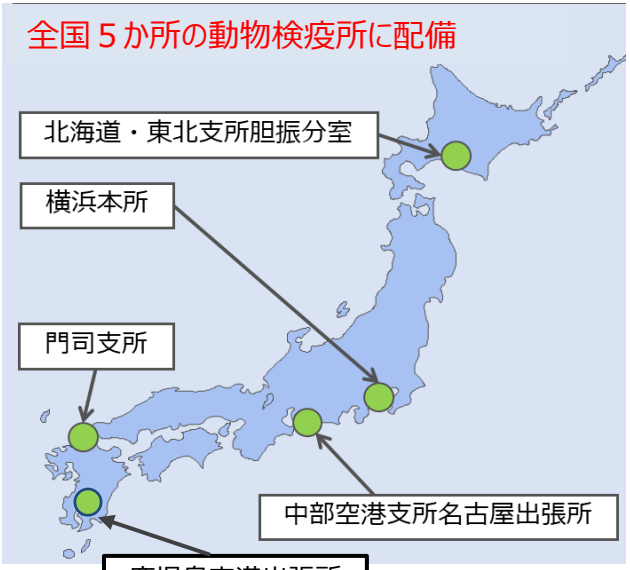




②中部（名古屋）配備



配備状況



北海道	横浜	中部	門司	鹿児島
１台	１台	１台 （１台追加予定）	１台	１台

移動式レンダリング装置の処理能力

家畜種	処理頭数※	備考
牛	180頭/日	平均体重650kg/頭で換算
豚	2,000頭/日	平均体重60kg/頭で換算

※　カタログスペック5,000kg/時を備考の値で日換算

※　処理能力は①と②で同等

豚熱清浄化ロードマップの策定

○ **養豚農業の振興に関する基本方針**（令和７年４月）において、「**豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。**」と示されたところ。
○ これを踏まえ、以下の考え方に基づき、**清浄化に向けたロードマップを策定**し、令和７年６月30日に公表。

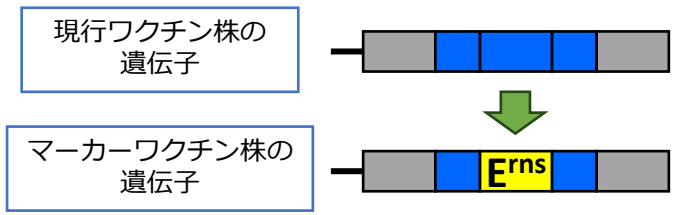
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や**技術の開発状況**を踏まえ、**以下の考え方でロードマップを策定。**

- **マーカーワクチン※を早期に実用化**し、これに切り替え、**飼養豚での感染がない状況を確保**し、「**豚熱清浄国ステータス**」を回復。
- **殺処分**について、これまでの知見を踏まえ、**範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。**
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、**野生イノシシの感染の縮小**が可能となれば、**イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。**
最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、**ワクチン接種**動物と**野外株感染**動物の**区別を可能**とするワクチン。
- **研究事業**において、これまでに**マーカーワクチン候補株の作出に成功**しており、早期の実用化に向け、**候補株の有効性の検証等を実施**しているところ。



豚熱清浄化ロードマップの基本的な考え方

○ ロードマップの最終的な目標は「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」。
○ その過程で、**当面の目標**として「飼養豚での清浄性について、**WOAHの豚熱清浄化ステータス取得**」を目指す。

目標：飼養豚へのワクチン接種中止

赤字：WOAH清浄国ステータス取得要件

清浄化

【基本方針】
① 野生イノシシ群の清浄化のための対策は引き続き推進するものの、その進捗に関わらず、飼養豚群での清浄化を進めていく（飼養豚での発生ゼロを目指す）
② 最終目標は、「全国の飼養豚へのワクチン接種中止」及び、その過程での、「飼養豚での清浄性についての清浄国ステータスの取得」
③ この目標の達成に向け、「地域ごと」、「フェーズごと」のアプローチを取る

野生イノシシ

□経口ワクチン散布
□捕獲によるウイルス低減・拡散防止
□サーベイランス

○感染抗体陽性豚の優先的更新

○飼養豚で発生がない【12か月間】
○サーベイランスで感染抗体陽性豚が確認されない【12か月間】

○マーカーワクチンの適切な接種（現行ワクチンの使用中止）

○殺処分範囲の見直しの検討

○全頭殺処分

○飼養衛生管理の徹底（飼養豚と野生イノシシ群との適切な措置による隔離 等）

目標：飼養豚での清浄性について清浄国ステータス再取得

現行	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	
現行ワクチン接種豚のみ存在	現行ワクチン接種豚とマーカーワクチン接種豚が混在	マーカーワクチン接種豚のみ存在	マーカーワクチン接種豚のみ存在	清浄化

飼養豚

マーカーワクチン実用化

現行ワクチン接種母豚更新完了

感染抗体陽性豚の更新完了

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

アフリカ豚熱とは

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- **罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触**等により感染。

■ 宿主

- **豚、イノシシ　※人には感染しない。**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, SpainCentro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、
  平成30年８月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大**。
  ※日本では未発生。

■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
  豚熱に酷似するが、**より致死率が高い**傾向。

※有効なワクチンや治療法はない。

- 発生すれば**養豚業に甚大な影響**。

（※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約４割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。）

- **肉製品において、**他のウイルスよりも**極めて長い時間残存**。

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
加熱調理した肉（70℃で30分間以上）	0日
内臓	105日
冷蔵肉	**110日**
塩漬け肉	182日
乾燥肉	300日
冷凍肉	**1,000日**

（出典：Beltran-Alcrudo et al,2017）

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

○ 平成30（2018）年８月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**し、東アジアで**未発生なのは日本のみ**。

○ 特に**韓国**では、令和元（2019）年９月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大し、**南部でも発生**。

○ また**台湾**は、**令和７（2025）年10月に飼養豚で初の発生を確認**したものの、その後続発はなく、**令和８年（2026年）２月に清浄化を宣言**。

○ 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和７（2025）年11月**には**スペインの野生イノシシ**で約30年ぶりに、**令和８（2026）年７月**には**フィンランドの野生イノシシ**で初めて感染を確認。

世界の発生状況

＝平成17（2005）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



➢ **中国**では、平成30（2018）年の発生により、**豚の飼養頭数が約4割減少**し、**豚肉価格が大幅に高騰**。

中国の豚飼養頭数の推移



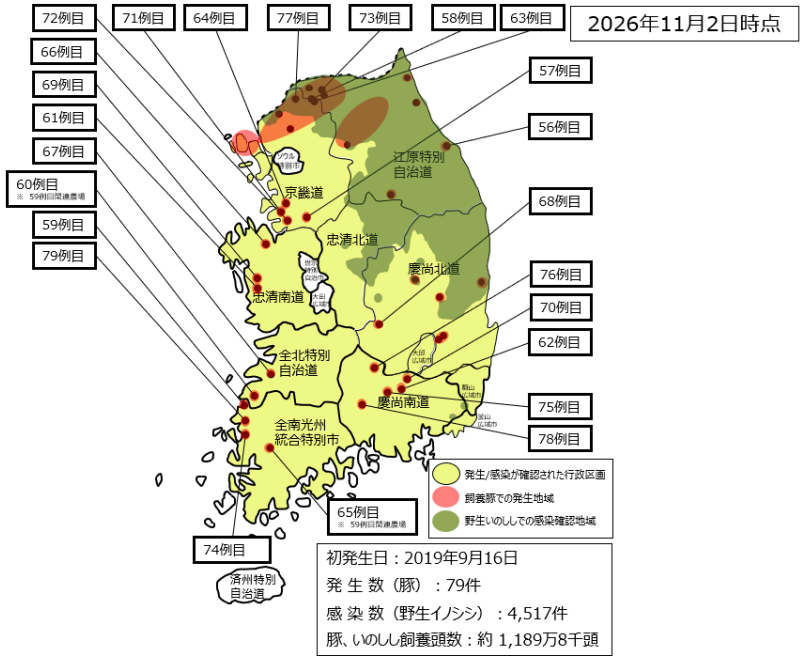
飼養頭数は約４割減少

中国の豚肉価格の推移



資料： alic「中国の養豚業におけるアフリカ豚熱の影響」

韓国における感染拡大



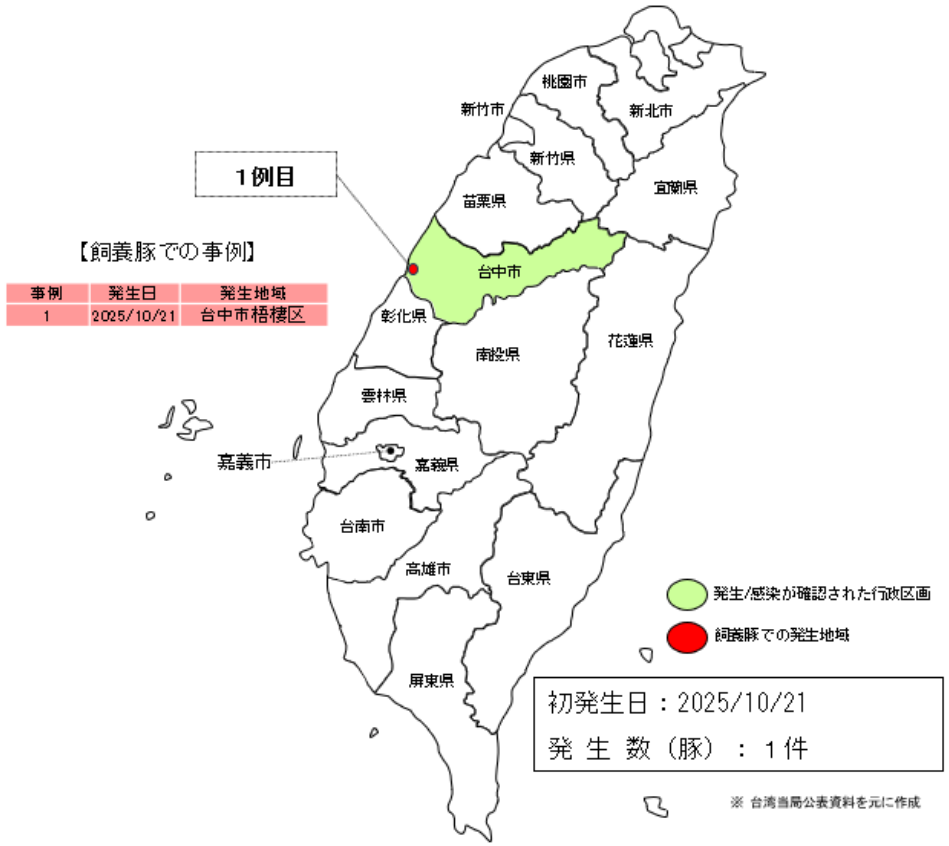
➢ 令和８年１月以降、10月28日までに、飼養豚では24例（韓国56例目～79例目）が、野生イノシシでは197例が相次いで発生。

アフリカ豚熱について（台湾での発生を受けた対応）

○ **令和７（2025）年10月21日**に**台湾の飼養豚**において発生。
○ 本事例を踏まえ、10月24日より**台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置**し、**口頭質問**の実施、**検疫探知犬の出動回数を増やす**等により、**水際検疫を強化**。
○ くわえて、**関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼**するほか、都道府県に対し**国内防疫対策の再徹底を依頼**。

台湾における発生状況

台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況



空海港における水際対策の強化

- 台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を実施
- **検疫探知犬の出動回数を増加**
- **関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼**

国内防疫対策の再徹底

- 登山道やレジャー施設における**靴底消毒の推進**や、**廃棄物管理の徹底**による**野生イノシシでの感染防止**
- **飼養衛生管理基準の徹底**などの農場における発生予防対策
- 万が一の国内侵入時に**的確な初動を講じるため**、**計画策定、演習等**による体制構築

我が国への侵入防止・発生予防対策

○ **韓国・釜山の感染拡大**を受け、**国内への侵入防止対策を強化**。具体的には、**①出国前旅行者や訪日外国人旅行者に対する重点的な情報発信・注意喚起**、②韓国からの全ての船舶及び航空機に対する**家畜防疫官による口頭質問等の検査**実施、③空海港における**車両、自転車、ゴルフシューズ等の消毒徹底**など、水際対策を強化中。

○ 加えて、万が一国内に侵入した際に備え、**外国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定した効果的な野生イノシシ侵入防止対策**や**防疫演習の実施**等の準備を実施。

水際対策

✓ 情報発信、注意喚起の強化



空港等での注意喚起



港湾における消毒啓発



ゴルフ場における消毒啓発

✓ 家畜防疫官による検査、車両・自転車等の消毒



家畜防疫官による検査



港湾における自転車の消毒

国内侵入に備えた準備

✓ 防疫演習、関係者に向けた研修会の実施

- 令和６年度では、
  - ・机上演習：32都県
  - ・実地演習：19県
  - ・研修会　：30府県

  実施済み
- 令和７年度には、ASF全国担当者連絡会議を開催

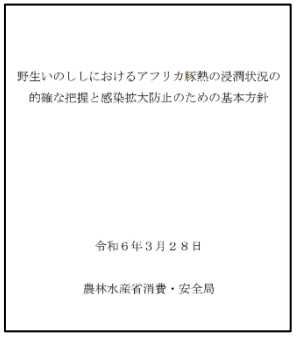


防疫演習



ASF全国担当者連絡会議

✓ 野生イノシシ対策



アフリカ豚熱が**野生イノシシで確認された際の初動対応**について、**令和６年３月に基本方針**を策定

✓ 農場対策



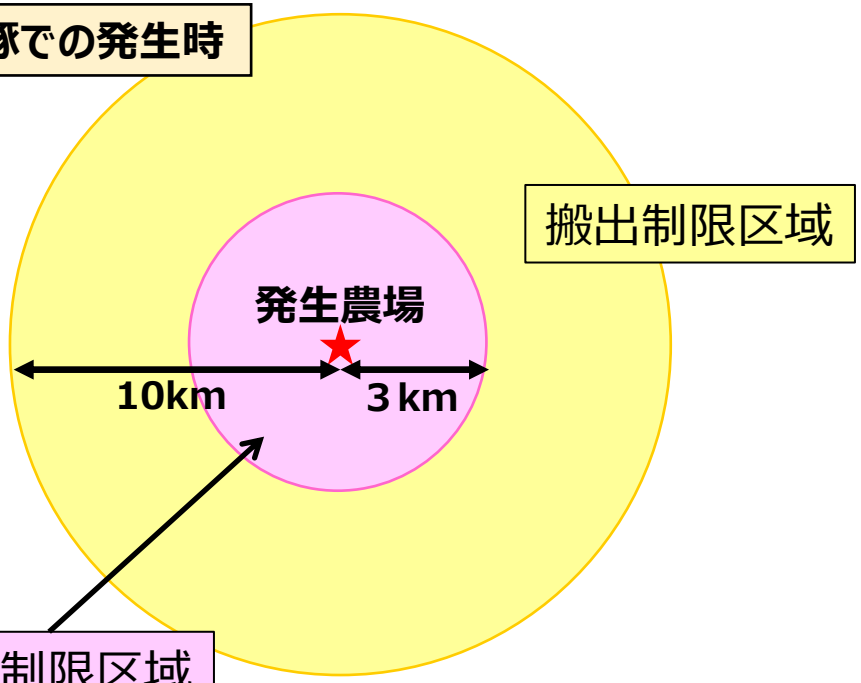
アフリカ豚熱啓発ポスター

感染確認時の防疫措置　①（総論）

○　**飼養豚**で発生した場合、発生農場については、**殺処分**等の防疫措置による封じ込め措置に加え、**移動・搬出制限**の設定、**周辺農場等におけるまん延防止対策**を講ずる。

○　**野生イノシシ**で確認された場合、**感染源となる死体**について、**焼却・埋却や消毒処理**による封じ込め措置に加え、**移動制限**の設定、**周辺農場、野生動物へのまん延防止対策**を講ずる。

飼養豚での発生時



・移動制限区域内の**農場の臨床・遺伝子検査**等を実施

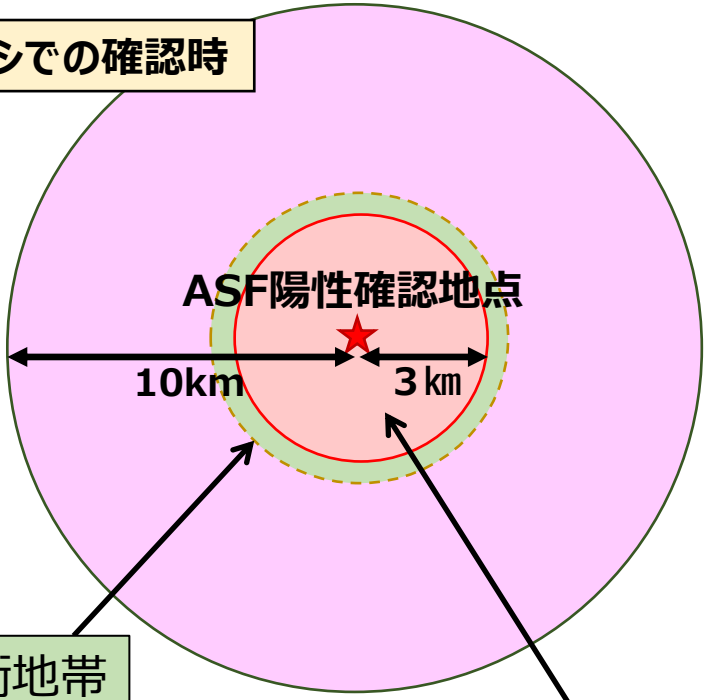
・制限区域内を中心に豚等を飼養する**農場における飼養衛管理基準の遵守状況の確認・指導**

・死亡及び捕獲した**野生イノシシについて、遺伝子検査**等を実施

・ウイルスの拡散を防止するため、**車両・人等の通行の制限又は遮断及び消毒ポイントの設置を実施**

※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

野生イノシシでの確認時



・アフリカ豚熱感染イノシシの散逸及び非感染イノシシの侵入防止のため、**電気柵、罠の設置、草刈り**等を実施するとともに　**捕獲とサーベイランス**を強化

・野生イノシシの死体の**積極的な捜索、検査、死体発見場所の消毒処理等**を実施

感染確認時の防疫措置　②（初動対応）

○　感染確認時には、「**アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針**」に基づき、各種初動対応を実施。

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

◆死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）

ASF サーベイランス
イノシシの大量死等
→ 県検査機関で ASF遺伝子検査 ▶ 陽性疑い
→ 動衛研での検査 ▶ 陽性
→ ・対策本部設置 ・防疫方針の決定
→ ・対応スケジュールの決定 ・防疫措置の準備、調整 ・防疫拠点の設置

適切な死体処理・消毒

防疫措置の実施に向けた各種準備・情報共有・調整等

防疫措置の実施

◆通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）

◆積極的死体捜索（指針第24）

死体捜索開始 → 死体発見 → 死体対応班の派遣要請

◆死体対応（指針第24）

検体採取 → 死体運搬（納体袋封入等により封じ込め）

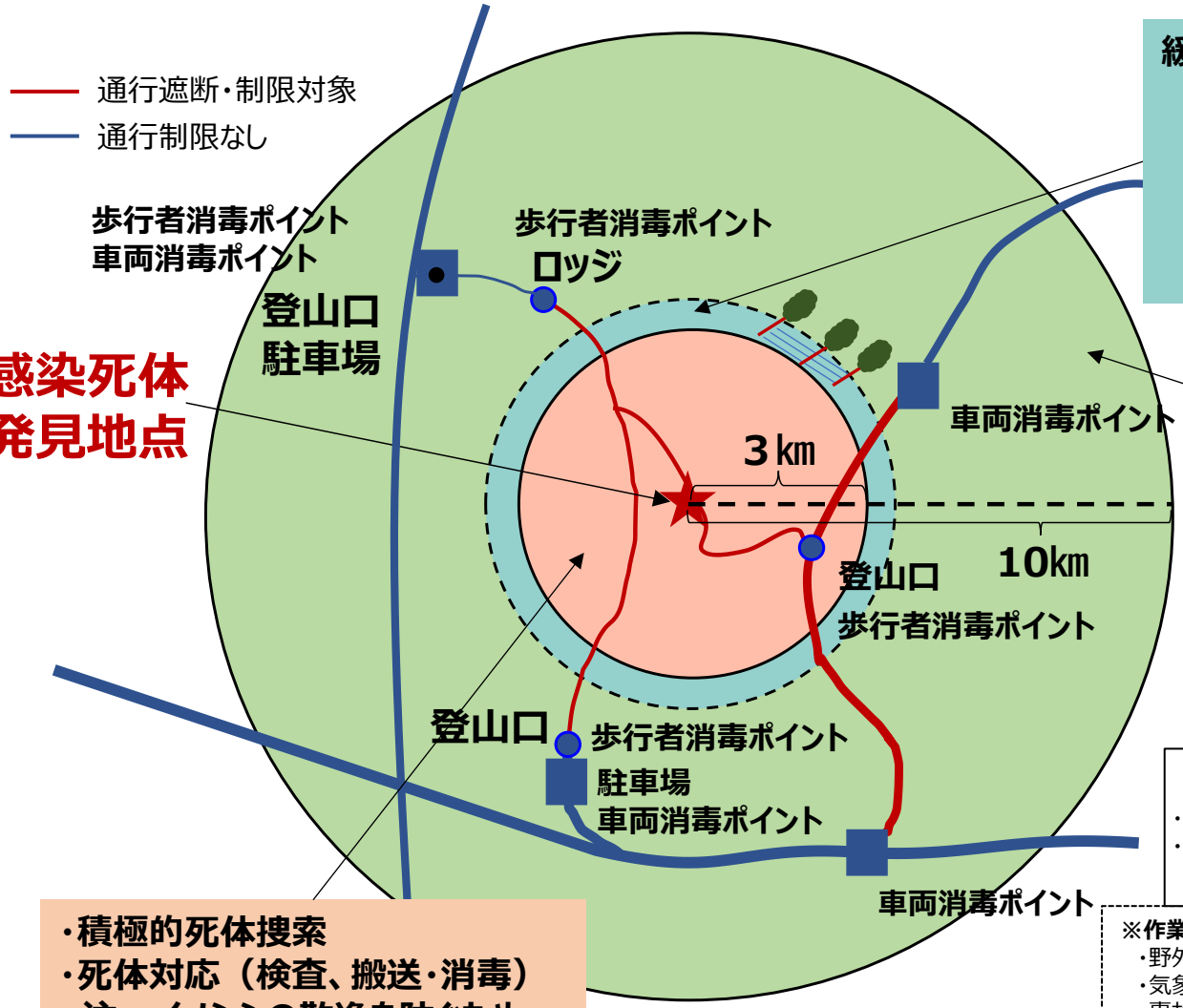
死体運搬不可の場合

死体の処理方法

- 遺伝子検出検査の結果を待たず、汚染物品として処理
  - 焼却場で焼却　又は　指定の場所で埋却
- 発見地点周辺で消毒処理

感染確認時の防疫措置　③（野生イノシシ対応）

○「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための**基本方針**（令和６年３月28日公表）」に基づき、**移動制限、積極的死体捜索、防護柵の設置等の防疫措置を実施。**



緩衝地帯（バッファーゾーン）
- **草刈り**
- **捕獲とサーベイランス**
- **罠の設置**
- **森林用電気柵等の敷設**

（他の山に繋がる接点など必要な場合・場所）

- **捕獲強化**
- **サーベイランス強化**
- **死体対応**

ウイルスが死体内で長期残存するため、死体処理が重要。

死体処理：①焼埋却 or ②消毒法

※死体処理中は、死体の周りを一体型電気柵等で囲うことで死体等と他のイノシシとの接触を防ぐ。

通行遮断の例外

・通勤、通学　・医療及び福祉
・山林、道路、電線、水道等の保守管理　等

※消毒の徹底等による

海外では初動防疫時に林業は通行遮断となる場合もあるが、日本の地理的状況等を踏まえ、林業の防災面への効果など、林業の重用性を踏まえ例外とする。

- **積極的死体捜索**
- **死体対応（検査、搬送・消毒）**

注：イノシシの散逸を防ぐため原則捕獲はしない。

※作業者の安全確保
- 野外での作業は原則として日中のみとする。
- 気象状況等に配慮して防疫措置を実施する。
- 事故リスクが高いと考えられる場所（視界が悪い、足場が確保できない等）については、その周辺地域の対策を強化する等の措置を行った上で、防疫措置の作業範囲から除外する。

演習等の実施による防疫措置の具体化

アフリカ豚熱

○ 感染確認時の対応を遺漏なく実施するため、**防疫演習**等により、**各県における防疫体制を整備**。

R2.7.1	アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全改正（家伝法改正を受け野生イノシシの防疫措置を指針本体で規定）
R3.11.24	「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部」の開催 ▶ 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策の具体化へ
R3.12.28	筑波山にて、日本初の野生イノシシのASFの実地演習
R4.3	「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」の検討を開始
R5.9～	動衛課・林野庁等合同（9/26）、栃木県（9/6・10/26）及び岐阜県（11/1）での机上実地演習
R5.11.20	資材備蓄検討会
R6.3	「防疫指針」の一部改正・「基本方針」の公表
R7.4～	各県における演習による具体化・防疫計画の検討

電気柵の敷設

R5.9.26 電気柵設置に関するプレ演習（@筑波山麓）

・林野庁・つくば市・栃木県・埼玉県が参加
・電気柵の利用シーンや設計を検討

R5.10.25 栃木県 実地演習

・環境森林部、農業振興事務所、畜産振興課等、約40名が参加
・電気柵の設置や回収等を行う

死体の搬送・捜索

R3.12.28 筑波山での実地演習

・動物衛生課、農村振興局、林野庁、つくば市、茨城県、農研機構（畜産研・動衛研）、森林総研、茨城森林管理署、茨城県猟友会桜支部による合同演習（日本で初のASF野生イノシシ実地演習）
・イノシシ専用納体袋の規格、死体処理に関する制度的問題の検討

R5.11.1 岐阜県での実地演習

・死体捜索、搬送に関する実地演習により、具体化。

死体の処理

RS事業「野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究」（令和５～７年度）

①野生イノシシの適正な死体処理方法の開発（生分解性シート、塩素系消毒薬等の活用）
②ASF・CSFの採材手法および高感度検査方法の実証

R6.5.22-5.23 九州地区アフリカ豚熱対策実地研修及び地区会議（@佐賀県武雄市山林、佐賀市）

・農研機構、九州各県、電気柵メーカー、本省動物衛生課、九州農政局、森林管理局、地元猟友会等関係者、報道等、約60名が参加
・ ASF対策に関する死体の適正処理等に関する研修・意見交換会





目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

口蹄疫とは

■ 原因（病原体）

- 口蹄疫ウイルス（Foot-and-mouth disease virus）
- **空気感染**等



【牛における症状（流涎）】

■ 対象家畜

- **牛、豚**、めん羊、山羊、水牛、鹿、イノシシ

■ 分布

- 中国等の**近隣アジア諸国で継続的に発生**。
- 日本では**平成22年に宮崎県で10年ぶりに発生**したが、翌**平成23年には清浄国に復帰**。

■ 症状

- 口や蹄に水疱形成、発熱、流涎（よだれを垂らす）等の症状を示す。
- **極めて感染力が強く**、幼獣では高い致死率を示す。
- 成長した家畜の死亡率は低いが、発病後の発育障害等により、**産業動物としての価値が失われる**。

我が国における過去の発生事例

○ 平成22年４月、**宮崎県**において我が国で**10年ぶりに発生**（292戸で発生、**210,714頭を殺処分**）。
○ 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、**宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大**したことから、我が国で初めての**緊急ワクチン接種を実施**（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
○ **この結果、口蹄疫の発生は減少**し、同年７月４日以来発生は確認されず、７月27日に全ての移動制限を解除。

宮崎県における発生

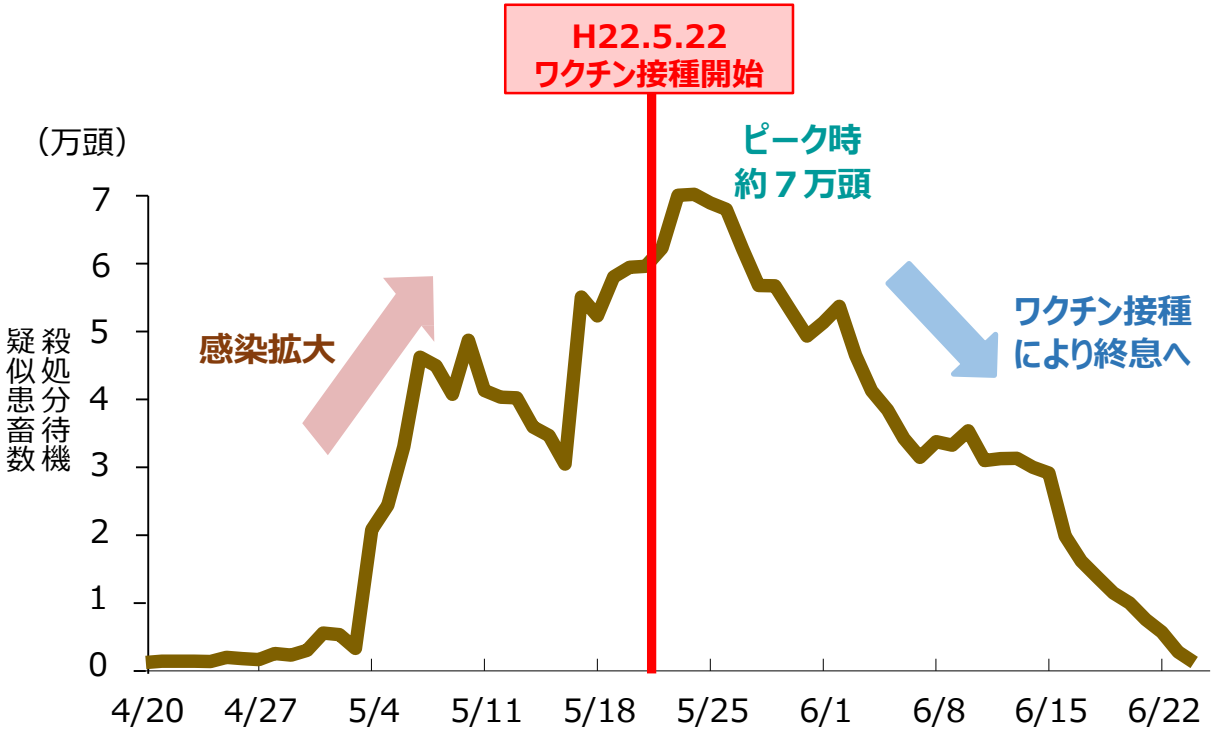
H22.4.20
宮崎県で口蹄疫の発生を確認

H22.5.19
口蹄疫ワクチン接種の実施を決定

H22.6.4
口蹄疫対策特措法の施行

H22.7.27
全ての移動制限区域を解除

H23.2.5
WOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定





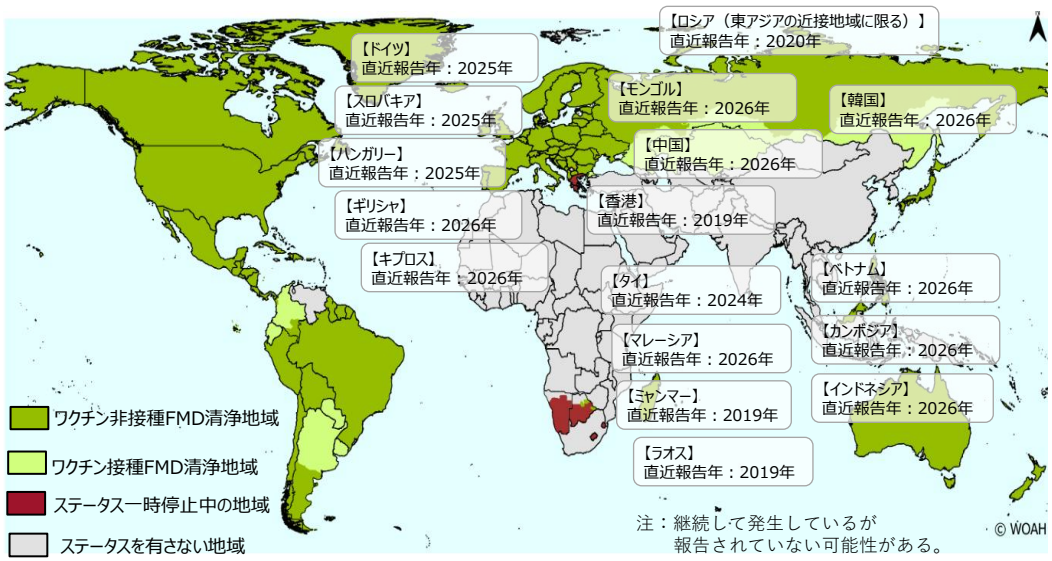
海外での発生状況

○ **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年には清浄国に復帰**。

○ 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。

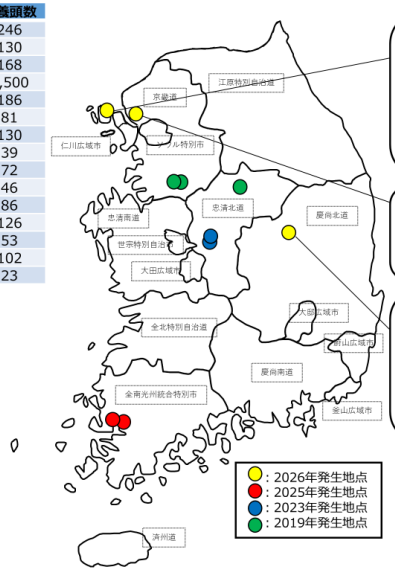
韓国では、**2026年１月**に９か月ぶりの発生を確認以降、発生が継続。また、**2026年３月**には**中国**で、同年**５月**には**モンゴル**で**東アジアで初となる血清型SAT1の発生を確認**。SAT1は**中東、欧州でも拡大**しており、**2026年２月**には**キプロス**で、同年**３月**には**ギリシャ**で発生を確認。

世界の発生報告状況



韓国の発生報告状況

	発生日	場所		動物種	飼養頭数
1	‘26/1/30	仁川	江華郡	牛	246
2	‘26/2/20	京畿	高陽市	牛	130
3	‘26/2/28	京畿	高陽市	牛	168
4	‘26/7/3	慶北	醴泉郡	豚	5,500
5	‘26/7/3	慶北	醴泉郡	牛	186
6	‘26/7/3	慶北	醴泉郡	牛	81
7	‘26/7/3	慶北	醴泉郡	牛	130
8	‘26/7/3	慶北	醴泉郡	牛	39
9	‘26/7/3	慶北	醴泉郡	牛	72
10	‘26/9/2	慶北	醴泉郡	牛	46
11	‘26/9/2	慶北	醴泉郡	牛	86
12	‘26/9/14	仁川	江華郡	牛	126
13	‘26/9/16	仁川	江華郡	牛	53
14	‘26/10/2	慶北	醴泉郡	牛	102
15	‘26/10/28※	仁川	江華郡	牛	23



仁川広域市（**4件**）
2026年１月30日
江華郡　牛：**1件（O型）**
2026年9月14日
江華郡　牛：**1件（O型）**
2026年9月16日
江華郡　牛：**1件（O型）**
2026年10月28日※
江華郡　牛：**1件**（血清型確認中）

京畿道（**２件**）
2026年２月20日
高陽市　牛：**1件（O型）**
2026年２月28日
高陽市　牛：**1件（O型）**

慶尚北道（**9件**）
2026年7月３日
醴泉郡　豚：**1件（O型）**
牛：**5件（O型）**
2026年9月2日
醴泉郡　牛：**２件（O型）**
2026年10月2日
醴泉郡　牛：**１件（O型）**

出典：韓国農林畜産食品部、WOAH
注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

2026年10月29日時点
農林水産省動物衛生課

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

BSE（牛海綿状脳症）とは

■ 原因

- 異常プリオンたん白質（たん白質の一種）
- **汚染飼料の給餌**等により感染

■ 感受性動物

- **牛**、水牛のほか、**感染動物由来の飼料等の摂取**により、**他の動物種へ感染**する可能性。

※ヒトのプリオン病の一種である「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病」は、BSE感染牛由来の食品の摂食が原因とされる。

■ 症状

- **長い潜伏期間**（通常４年～６年）を経て、行動異常、運動失調などの**神経症状**を呈し、発病後２週間～６か月の経過で死に至る。**治療法はない。**

■ 非定型／定型BSE

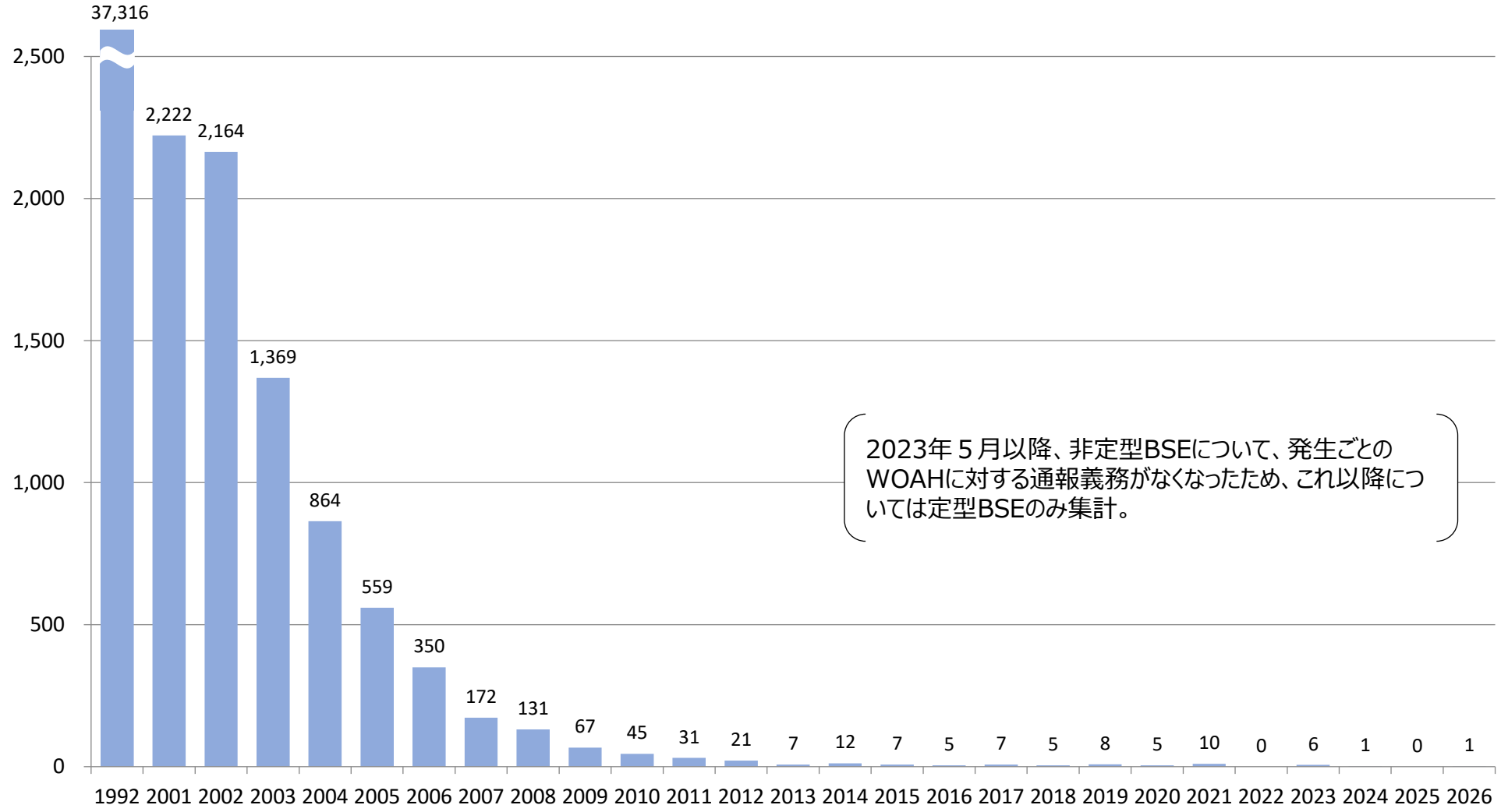
- 非定型BSEは、英国を除く近年の発生のほとんどを占める。孤発性とされる。
- これに対して、従来の英国から世界に拡大したとされるBSEを定型BSEという。

	定型BSE	非定型BSE
定義	異常プリオンたん白質が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し死亡すると考えられている疾病。英国で1986年に発生を確認。	ウェスタンブロット法の結果（電気泳動像）が定型BSEとは異なるパターンを示すBSE
原因	異常プリオンたん白質で汚染された飼料等の経口摂取	発生原因の詳細は不明 （孤発性の発生であることが示唆）
潜伏期間・ 摘発時年齢	平均潜伏期間は５～5.5年 （潜伏期間は異常プリオンたん白質への暴露量による）	ほとんどは８歳齢超で確認 （6.3歳～18歳）
世界での発生数	約19万頭	166頭（報告義務があった2023年５月まで）

発生状況（海外）

○ 世界での**発生のピークは1992年**。その後、**BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少**。

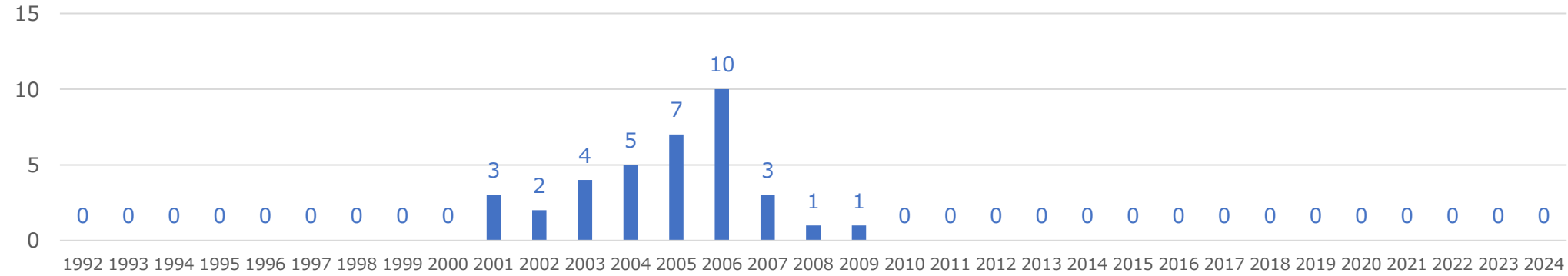
世界における年次別報告頭数



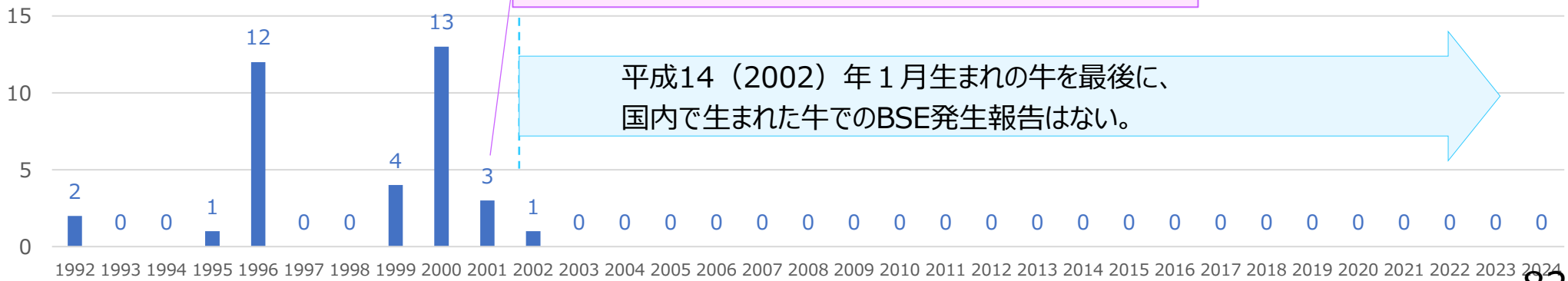
発生状況（国内）

- ○ **平成13（2001）年９月の国内初確認以降、計36頭発生。**
- ○ 飼料規制の実施直後の**平成14（2002）年１月生まれを最後に、国内で生まれた牛での発生報告はない。**
- ○ 平成25（2013）年５月にWOAHは我が国を「**無視できるBSEリスク**」の国に認定。
- ○ 出生年別にみると、平成８（1996）年生まれが12頭、平成12年生まれが13頭と多い。

我が国における年次別報告頭数



BSE感染牛の出生年次別頭数



国内対策の概要

○　国内におけるBSE対策は、**農林水産省において、飼料規制（発生防止対策）や死亡牛等の検査（対策の有効性の確認）**を、**厚生労働省において、特定危険部位の除去やと畜時の検査**を実施。

農林水産省所管

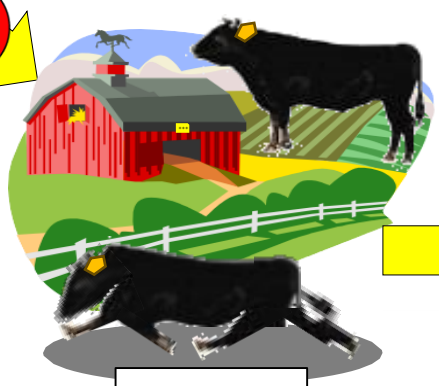


牛肉骨粉等

飼料規制（BSE発生防止対策）

・牛肉骨粉等は輸入及び牛等を対象とする飼料への利用が不可
・牛と鶏・豚の飼料の製造工程を分離（交差汚染の防止対策）
・輸入飼料の原料の届出、小売業者の届出

生産農場



死亡牛等

死亡牛のBSE検査

【検査対象】

＜令和６年３月31日まで＞	＜令和６年４月１日から＞
一般的な死亡牛：96か月齢以上 起立不能牛：48か月齢以上 特定症状牛：全月齢	一般的な死亡牛：廃止 起立不能牛：全月齢 BSE関連症状牛：全月齢 特定症状牛：全月齢

家畜保健衛生所

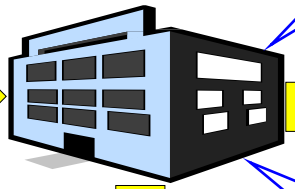


厚生労働省所管

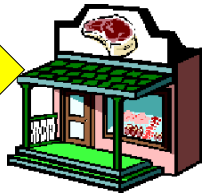
と畜時のBSE検査

生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛：全月齢

と畜場・食肉処理場



小売店



特定危険部位※の除去

特定危険部位は焼却

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

※平成13年9月に農林水産省のサーベイランスによって国内初確認、同年10月と畜牛のBSE全頭検査開始後死亡牛検査で14頭、と畜検査で21頭を確認（計36頭）。

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

ランピースキン病の病徴と発生状況

○ **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、**牛乳の生産等にも影響。致死性は低いものの、有効な治療法はない。人には感染せず、畜産物も食用上安全。**

○ 令和６（2024）年11月６日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染**を確認。令和８（2026）年11月１日、**福岡県**の牛飼養農場で**約２年ぶり**となる発生が確認された。

ランピースキン病とは

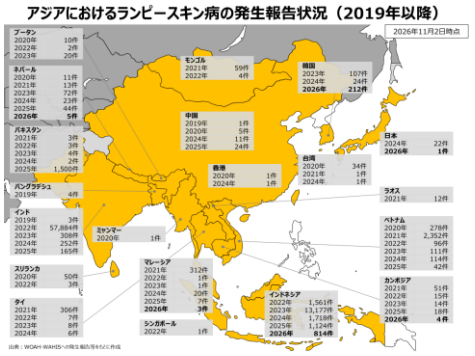


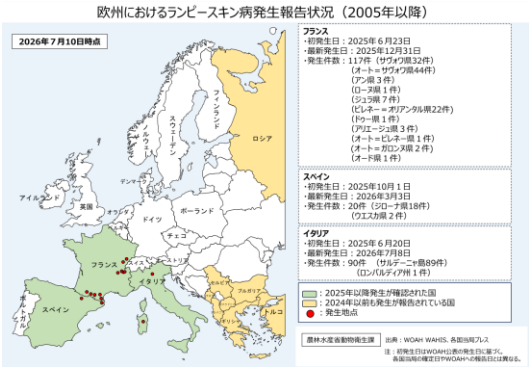


写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
（State Central Veterinary Laboratory in Mongolia）

- **皮膚の結節**や**乳量の減少**等の症状を呈する、**牛・水牛の病気。**
- 主に蚊等の**吸血昆虫**による**機械的伝播**により感染が拡大。
- **有効な治療法はなく、致死性は低いものの**、吸血昆虫等により急速にまん延し、**生乳の生産等に影響を及ぼすため、殺処分による早期封じ込めが必要。**
- **人には感染せず、畜産物も食用上安全。**

海外の発生状況





- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年、2024年及び2026年、韓国で発生**
- **2025年、イタリア、フランス及びスペインで発生（イタリア及びスペインでは2026年も発生継続中）。**

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

国内の発生状況

- 令和６（2024）年11月６日：**福岡県**で**初めて発生を確認。**令和７（2025）年１月までに福岡県19例、熊本県３例の計22例の発生を確認。
- 令和８（2026）年11月１日、**福岡県**の牛飼養農場で**約２年ぶり**となる発生を確認。

ランピースキン病防疫対策の概要

○ **令和８年５月家畜伝染病予防法**が改正され、**同年７月１日から、ランピースキン病は「家畜伝染病」に格上げされた。**
○ **発症した牛の早期発見や家畜伝染病予防法に基づく隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の対策が重要。**
○ 令和８年11月の発生事例では同法に基づき、これらの措置を実施。

発生予防のための飼養衛生管理基準の遵守

- 毎日の健康観察の徹底
- 殺虫剤や昆虫成長制御剤（IGR剤）の散布等によるベクター対策
- 器具等の洗浄・消毒
- 注射針や直腸検査に用いる手袋、人工授精用器具の１頭ごとの交換又は消毒

発生農場におけるまん延防止措置

- 患畜等の**速やかな隔離、殺処分**
- 畜舎等の消毒・ベクター対策
- **汚染物品の処理**（患畜等由来の生乳、発生農場由来の精液）
- 毎日の健康観察の徹底

移動制限等

- 発生農場及び発生農場を中心とした半径５㎞以内の農場の牛に対し、**他の農場、家畜市場等への移動の制限**が可能（と畜場への出荷は可能）
- ワクチン接種後21日間経過した牛の移動は可能
- 周辺農場における異状の有無の確認、健康観察及びベクター対策の徹底

ワクチン

- 予防的なワクチン接種は原則として実施しない（種畜、希少な展示動物を除く）
- 発生が確認された場合、原則として**発生農場及び発生農場を中心とした半径５㎞以内の農場の牛に対して、緊急的に接種**（まん延の可能性が低い場合は接種しないことも可能）
- 発生状況等に応じて20㎞までワクチン接種の範囲を拡大することも可能

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

ヨーネ病とは

■ 原因（病原体）

- 細菌（ヨーネ菌）

■ 感受性動物

- **牛**、水牛、めん羊、山羊、鹿（反すう動物）



ヨーネ病発症牛（削痩）

出典：（国）農研機構動物衛生研究部門

■ 分布

- **欧米や豪州**など広く世界で発生。
- 日本の汚染率（農場レベル）は、他の主要国に比べると低位。

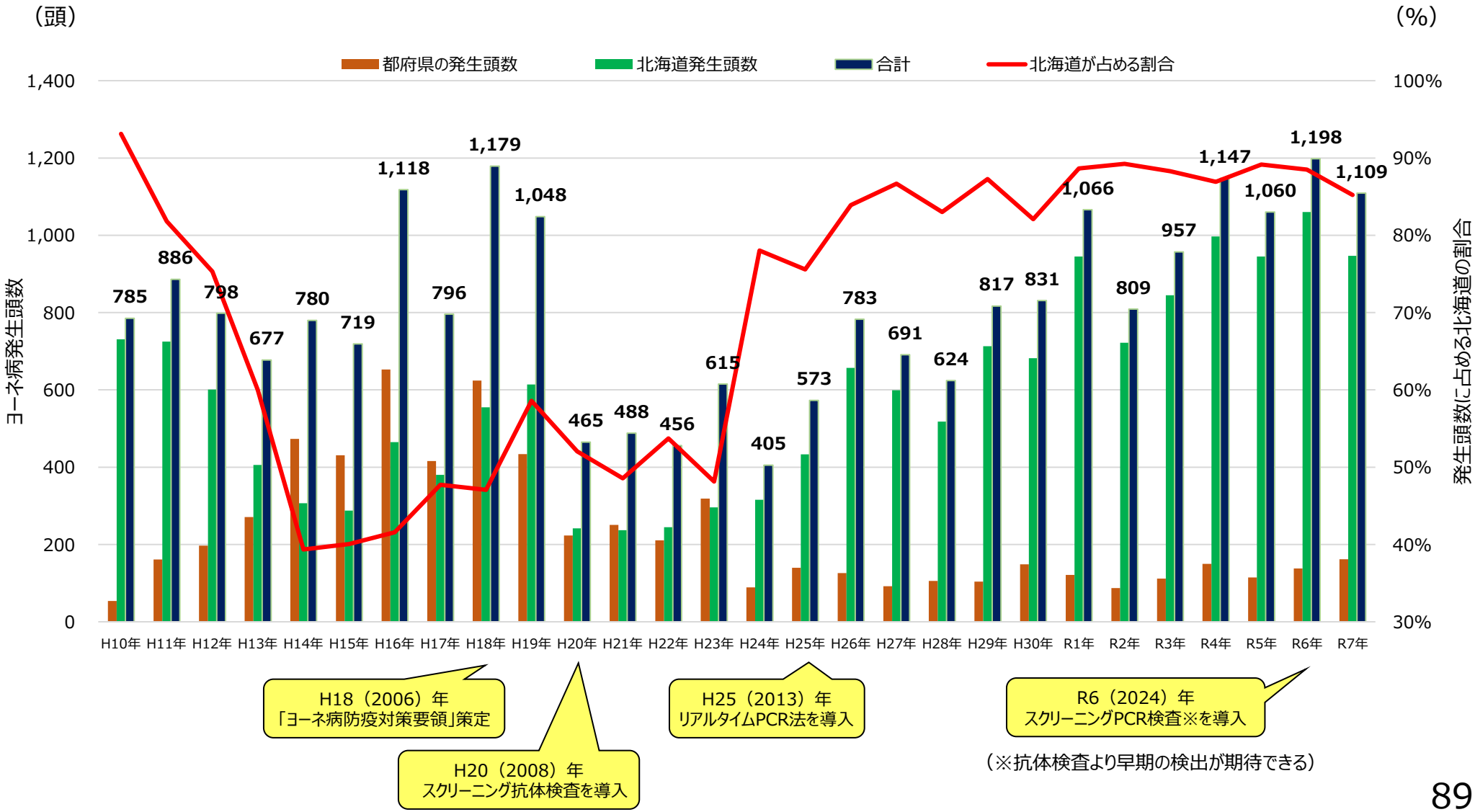
■ 症状

- 数か月から数年間と**長い潜伏期間**の後に**慢性**の水様性下痢、泌乳量の低下、削痩等により**生産性を著しく低下**させる。

  （潜伏期間中に繰り返し排菌し、特に発症牛は下痢便に大量の菌を排出し感染源となる。）
- **治療方法やワクチンはない**。

国内の発生状況

○ 令和元（2019）年以降、**全国のヨーネ病発生頭数の９割弱（85%～89%）は北海道での発生。**
○ 北海道では発生頭数が増加傾向も、都府県では年間100～150頭程度と横ばい。



（※抗体検査より早期の検出が期待できる）

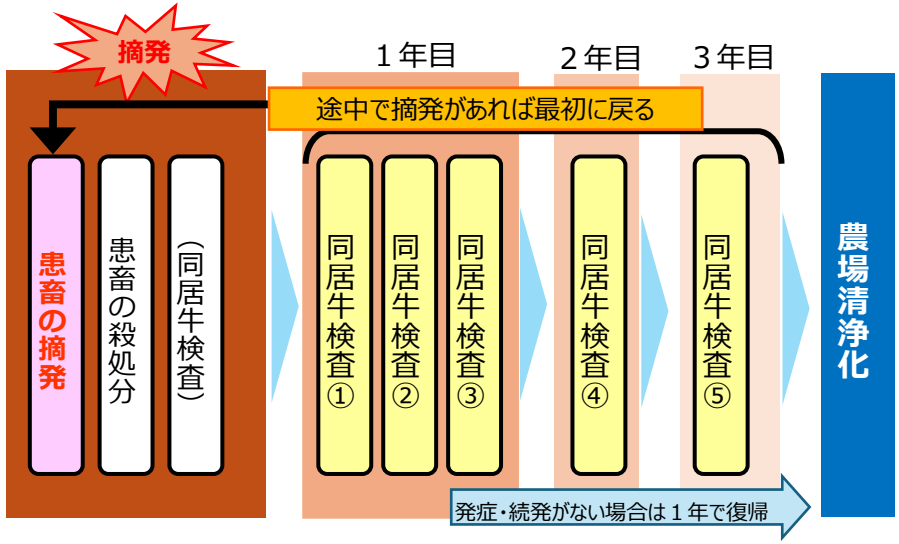
ヨーネ病対策の概要

○ **定期検査**と**発生農場の集中的検査**により清浄化を推進する一方、**生産者や都道府県の検査負担**等が課題。
○ ヨーネ病の**清浄化に向けた検査の実効性を担保**しつつ、検査の効率化等により**現場負担の軽減につながる検査スキームの確立**を目指し、都道府県や専門家と技術的に検討。

現状

発症までの期間が長いため、複数回の検査により清浄化を推進

- ✓ **定期検査**によるヨーネ病の監視（家畜伝染病予防法に基づく）
  → 繁殖牛は少なくとも５年に１度の検査
- ✓ **患畜の殺処分**
  → 手当金は評価額の４／５を交付
- ✓ 発生農場の**清浄化対策**
  → １年目に３回、その後２年間は年１回の同居牛検査で
  すべて陰性が確認されれば清浄農場へ復帰
- ✓ 発生農場からの移動牛は**移動前検査**（２回）で陰性確認
- ✓ 農場における**衛生対策**（子牛への感染防止）



現行対策の効果と課題

【効果】

- ➢ 発症前の個体の摘発により、ヨーネ病による**甚大な被害を防止**
- ➢ 日本全体として**諸外国に比べ低い浸潤度**を維持
  一方、**北海道では摘発が増加傾向**

【課題】

- ➢ 農場の大規模化を背景に、発生農場の清浄化対策に係る**生産者、地域、さらには都道府県の負担の増加**
- ➢ **対策の長期化**による農場や地域のモチベーション低下

今後の検討方向

- ➢ 地域の実情に則した**実効性の高い検査体制**の確立
- ➢ 新たな検査法も活用し現場負担を軽減できるような**検査の効率化**
- ➢ **移動牛による伝播リスク**の低減
- ➢ **農場における衛生対策**の向上

北海道や都府県、乳用牛や肉用牛の生産者など、
関係者の意見を踏まえ、効率的な検査スキームについて技術的に議論

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要・・・

牛伝染性リンパ腫（EBL）

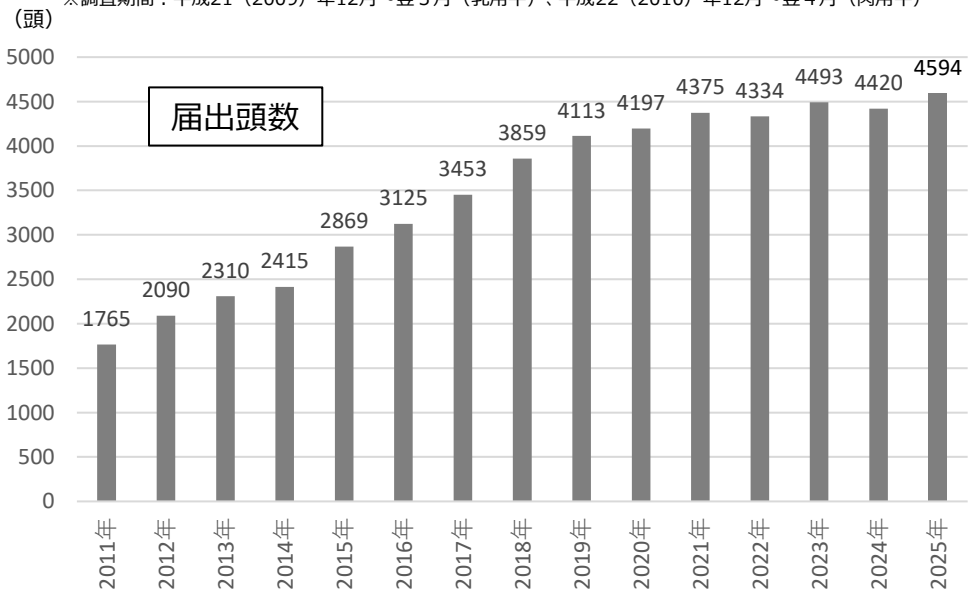
○ **ウイルス**（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする**牛**・水牛の疾病（届出伝染病）。
○ BLV感染牛のうち発症するのは数%。**感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全う**できる。
発症すると削痩、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、**飼養農家の経営に大きな影響**を与える。
○ **治療法やワクチンはない**。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、**人為的伝播を引き起こす行為の排除**が重要。
また、**検査による農場内の感染牛の把握**や感染牛の**計画的な更新**など、中長期的な視点に立った対策が重要。

現状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%



※調査期間：平成21（2009）年12月～翌３月（乳用牛）、平成22（2010）年12月～翌４月（肉用牛）



対策の方向性

○ **衛生対策ガイドライン**を策定（平成27（2015）年４月）
✓**人為的な伝播を引き起こす行為の排除**
注射針、直検手袋の確実な交換
✓**飼養者の自農場の浸潤状況の把握**
✓**経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施**
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
✓**農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減**
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧

支援策

○ **家畜生産農場衛生対策事業**
➢ 移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
○ **家畜共済**
➢ 農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払

牛ウイルス性下痢（BVD）

○ **ウイルス**（BVDV）を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す**牛**の疾病（届出伝染病）。

○ **ウイルスを含む分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染**。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、**経営上悪影響**となる。

○ **妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛**は**持続感染牛（PI牛）として生涯にわたりウイルスを排せつ**し続け、農場内において本病をまん延させる原因となるため、**PI牛の摘発・自主とう汰**が重要。

現状





対策の方向性

○ **防疫対策ガイドライン**（平成28（2016）年４月）

→ 感染源の**PI牛を特定**し、感染拡大防止を図ることが重要。

✓ **発生予防対策**

・本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理

・陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底

・予防接種の励行

✓ **まん延防止対策**

・PI牛摘発のための定期的な検査の実施

・摘発後の新生子牛に対する検査の実施

・自主とう汰の推進

支援策

○ **家畜生産農場衛生対策事業**

➢ **検査によるPI牛の摘発・とう汰**、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

オーエスキー病

○ **ウイルス**（豚ヘルペスウイルス１）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする**豚**の疾病（届出伝染病）。
○ 発症豚の分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。
○ 感染豚では**潜伏感染**（ウイルスが不活性化状態で体内に維持）が起こり、妊娠・輸送等のストレスによって**ウイルスが再活性化すると新たな感染源**となる。

現状

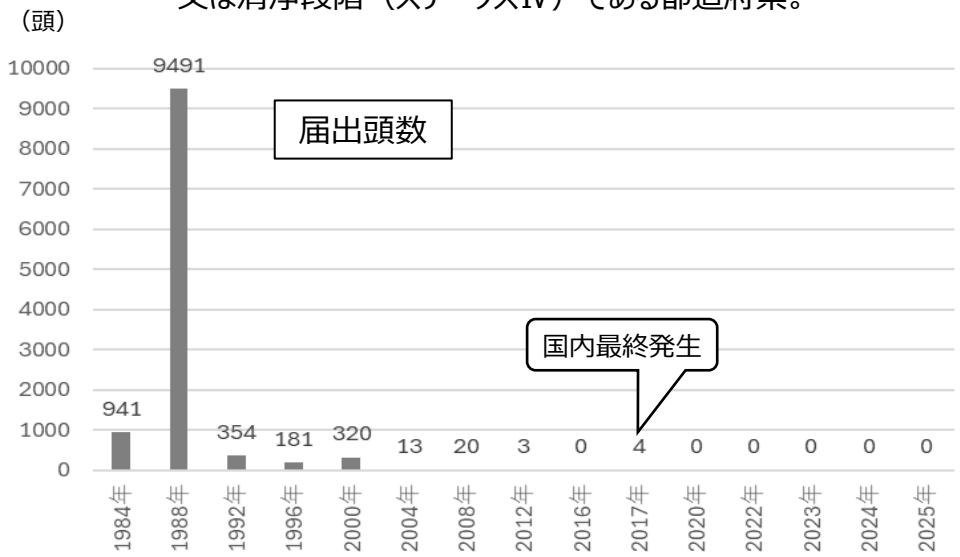


○昭和56（1981）年に初めて発生し、全国に拡大。

○本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。

○令和５（2023）年１月、**全都道府県が清浄県※に移行。**

※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階（ステータスⅢ）又は清浄段階（ステータスⅣ）である都道府県。



対策の方向性

○ **オーエスキー病防疫対策要領**

（平成３（1991）年３月制定、平成29（2017）年３月最終改訂）

・衛生的な飼養管理の徹底。
・清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種（識別）の励行。
・抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
・地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

（地域ステータス）

ステータスⅠ	清浄化の体制構築	浸潤県
ステータスⅡ（前期）	浸潤状況の把握	
ステータスⅡ（後期）	ワクチン接種の推進	

野外ウイルスが存在しない

ステータスⅢ（前期）	検査による清浄性確認	**清浄県**
ステータスⅢ（後期）	ワクチン接種中止	
ステータスⅣ	清浄化達成	

○ 全国が清浄県となったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により、**継続的に清浄性を確認**。

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
1．家畜伝染病予防法の概要……3
2．水際対策……10
3．発生予防対策……19
4．まん延防止対策……30

Ⅱ．主な家畜疾病
1．高病原性鳥インフルエンザ……41
2．豚熱……56
3．アフリカ豚熱……67
4．口蹄疫……76
5．BSE（牛海綿状脳症）……80
6．ランピースキン病……85
7．ヨーネ病……88
8．その他疾病……92

Ⅲ．畜産物の輸出入検疫……96

Ⅳ．家畜衛生に関する国際連携……102

畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

○　輸出解禁に向けた協議は、**輸出促進法**に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、**農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目**から優先的に協議を実施。

○　うち、**家畜衛生に関する協議**を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局（WOAH）が通報対象と定める家畜の伝染性疾病（**口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ**）が中心。

○　解禁後も、上記の**伝染性疾病が発生すると相手国から輸入停止措置**を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で**地域主義**の適用についても協議。

畜産物を輸出するために必要なこと

協議先国・品目の選定	輸出解禁協議	輸出解禁	施設認定	生産・輸出
輸出見込み等を踏まえて優先的に協議すべき国・品目を明確化	・**家畜衛生に関する協議** ・食品衛生に関する協議 ・輸出条件の設定	取扱要綱を公表 （二国間の合意内容に基づき、①輸出条件、②施設の認定手続、③衛生証明書の発行手続等を規定）	取扱要綱に従って認定 （相手国による査察を求められる場合もあり）	• 輸出者は、取扱要綱に従って生産※し、衛生証明書の発行を受ける。 • 相手国が求めている場合は、動物検疫所において輸出検査を受け、輸出検疫証明書の交付を受ける。

※　要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要
（HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等）

地域主義とは

✓　疾病発生国であっても、**疾病が発生している地域だけを輸入停止**し、**それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認める**という概念

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	◎	◎	◎	◎	○
	韓国	●			◎	●※
	台湾	◎		●	◎	○
	中国	●		●	●	●
	インド					●
	インドネシア	◎				●
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	○
	タイ	◎	◎			○
	フィリピン	◎			●	○
	ブルネイ	●				
	ベトナム	◎	◎	◎		○
	マカオ	◎	◎	◎	◎	○
	マレーシア	◎				○
	ミャンマー	◎				○
北米	米国	◎			◎	○
	カナダ	◎				○

◎：解禁済み
○：協議を行うことなく輸出可能
●：協議中
※：牛乳・ヨーグルト等について協議中。加工乳、バター、脱脂粉乳、チーズ等は協議を行うことなく輸出可能

我が国からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
太洋州	豪州	◎				○
	ニュージーランド	◎				○
中南米	メキシコ	◎				
	ブラジル	◎				
	アルゼンチン	◎				
	ウルグアイ	◎				
中東	アラブ首長国連邦	◎			●	○
	カタール	◎				
	サウジアラビア	◎				○
	バーレーン	◎				
	クウェート	◎				
欧州	ＥＵ等※1	◎		◎	◎	◎
その他	ロシア等※2	◎		●	●	○
	ウクライナ	●				

◎：解禁済み
○：協議を行うことなく輸出可能
●：協議中
※1：英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む
※2：ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスを含む

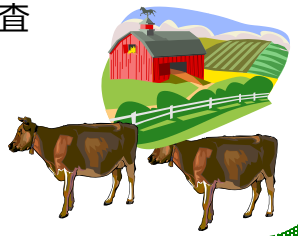
畜産物の輸出検査の流れ

○　一般的な食肉の輸出手続は以下のとおり。具体的な手続や証明書様式等は、農林水産省輸出・国際局が公表している「**取扱要綱**」により、**各国・品目ごとに定められている**。

農場
家畜保健衛生所

書類審査
＋
必要に応じ農場への立入検査

農場での疾病発生状況等の確認*



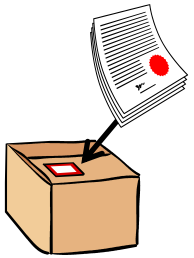
と場
食肉衛生検査所

書類審査
＋
と畜場におけるとと畜検査等

指定施設**

食肉衛生証明書を発行

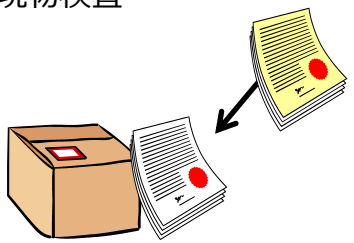




港・空港
動物検疫所

書類審査
＋
現物検査

輸出検疫証明書を交付



＊ 農場段階での疾病発生状況や飼養状況について証明が求められている場合、家畜保健衛生所による確認が必要

＊＊ 施設指定要件がある国・地域への輸出の場合、当該国・地域向けに指定された施設（と畜場/食肉処理場）である必要

★畜産物の種類や相手国の規則によっては、食肉衛生証明書や輸出検疫証明書を要さない場合もあり。その場合、不要とされる段階の検査は実施されない。

畜産物の輸入協議に係る標準的手続

○　我が国に輸入される畜産物のうち、家畜伝染病予防法第37条等に基づく「**指定検疫物**」については、**輸入時に動物検疫の対象**となり、検疫の結果、輸出国政府が監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ発行した**検査証明書**を添付する必要。検査証明書による証明事項は、２国間で設定する**家畜衛生条件**により、あらかじめ規定。

○　輸入解禁（**家畜衛生条件の締結**）の協議に際しては、「**標準的手続**」を定めることにより、**国際的な基準を考慮しつつ、手続の公正の確保と透明性の向上を図っている。**

「標準的手続」に基づくリスク評価のステップ

要請国

日本

① 要請国から**輸入解禁**等について我が国動物検疫当局に**要請**

② 我が国動物検疫当局は**質問票**を作成し要請国に**送付**

③ 要請国は全ての質問に**回答**し必要な情報を動物検疫当局へ送付。動物検疫当局は回答を**精査**し必要に応じて追加質問票を作成し送付。
（ステップ②と③は案件により数回繰り返す）

④ 動物検疫当局は要請国による全ての回答が揃ったことを確認

⑤ 動物検疫当局は全ての**回答**を**受け付け**、要請国に対して受付の通知を行う

⑥ **現地調査**の実施

⑦ 動物検疫当局（リスク評価チーム）は**リスク評価報告書案**を作成
⑧ 動物検疫当局は**家畜衛生部会**に**諮問**（報告）
⑨ 家畜衛生部会は**リスク評価結果**を**答申**

⑩ 動物検疫当局はリスク評価結果について**要請国に通知**

⑪ **家畜衛生条件**について**協議**

⑫ 動物検疫当局は**家畜衛生条件の締結**について要請国に通知

目　次

Ⅰ．家畜衛生対策
１．家畜伝染病予防法の概要……3
２．水際対策……10
３．発生予防対策……19
４．まん延防止対策……30

Ⅱ．主な家畜疾病
１．高病原性鳥インフルエンザ……41
２．豚熱……56
３．アフリカ豚熱……67
４．口蹄疫……76
５．BSE（牛海綿状脳症）……80
６．ランピースキン病……85
７．ヨーネ病……88
８．その他疾病……92

Ⅲ．畜産物の輸出入検疫……96

Ⅳ．家畜衛生に関する国際連携……102

家畜衛生に関する国際連携

○ 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の**越境性動物疾病**（TADs）や薬剤耐性（AMR）対策は、**国際的な協力が不可欠**であるという共通認識のもと、**国際機関**、**G7**の枠組、**獣医当局間**及び**研究所間**で**連携して活動**。

○ また、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、**アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減**。

国際機関との連携

任意拠出金等を通じて以下の活動を支援

○ **国際獣疫事務局（WOAH）**
- TADs及び水生動物疾病のまん延防止及び清浄化対策
- ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症及びAMR対策等

○ **国際連合食糧農業機関（FAO）**
- FAO本部への専門家派遣及び活動支援
- 牛疫ウイルスの適正管理・牛疫ワクチンの供給体制整備

G7の枠組みにおける協力

○ **G7CVO（首席獣医官）フォーラム**
- 2016年４月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき開催

	テーマ	場所	時期
第１回	AMR	東京	2016年11月
第２回	鳥インフルエンザ	ローマ	2017年10月
第３回	ASF	パリ	2019年５月
第４回	野生動物	オンライン	2021年５月
第５回	ASF、AMR及びHPAI	東京	2023年９月
第６回	ゾーニング、バイオセキュリティ	パドヴァ	2024年10月
第７回	バイオセキュリティ、ワクチン接種、ゾーニング、ワンヘルス、予見	オタワ	2025年11月

獣医研究所間の国際研究協力覚書（MOU）締結

○ 農研機構　動物衛生研究部門（日本）
⇔ロシア　2016年、2020年
⇔ベトナム　2017年、2022年
⇔モンゴル　2020年
⇔台湾　2020年
⇔韓国　2021年
⇔ドイツ　2022年

日中韓の協力

○ **越境性動物疾病への対応に関する協力**
- ３か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」（2015年９月）に基づき、情報共有等の国際協力を実施

○ **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
- 農林水産省と中国海関総署との間で「出入国旅客の携帯品及び郵便物の検査及び検疫の強化に関する協力覚書」に署名（2019年11月）

○ **首席獣医官会合の定期開催**
- 2025年7月に東京で開催。今後も定期開催することを第4回日中韓農業大臣会合で確認

家畜衛生に関する主な出来事①

国際連携

○ **国際的な動物の伝染性疾病の広がり**や**国境を越えた物流・交通の活発化**に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。

○ このような**家畜衛生をめぐる情勢の変化に都度対応**し、家畜伝染病予防法の改正など、**家畜衛生体制を充実**。

年	できごと	
	国内	海外
1992（H4）	WOAH東京事務所の開設。	英国での牛海綿状脳症（BSE）発生数がピーク。 英国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）H5N1発生。
1996（H8）	豚熱撲滅体制確立対策事業開始。	英国でBSEが人に感染源となることを示唆。
1997（H9）	家伝法改正（伝達性海綿状脳症の法定伝染病化、検疫手続の電子化等）。	ドイツで豚熱（CSF）発生。
2000（H12）	口蹄疫（FMD）が宮崎県等で発生、 家伝法改正（わら等の動物検疫開始）。	台湾で牛でのFMD再発。
2001（H13）	BSEが発生、 家伝法改正（特定防疫指針、飼養衛生管理基準の新設等）。	イギリス、フランス、オランダ、アイルランドでFMD発生。 スペイン、ドイツで豚熱発生。 EUにおけるBSE対策強化。
2003（H15）	牛個体識別制度の開始。消費・安全局が設置。茨城でコイヘルペスが発生。	米国でBSE発生（後に非定型と確認）。
2004（H16）	国内で79年ぶりにHPAIが発生。 家伝法改正（手当金減額措置の導入、売上減少額への助成措置等）。	ヒトでのHPAI（H5N1）感染が多数報告。
2005（H17）	動物検疫探知犬を導入（成田国際空港に２頭）。	
2007（H19）	CSFの撲滅宣言、動物検疫所による水産動物検査の開始。	ジョージアでのアフリカ豚熱（ASF）発生確認（以降ユーラシア全域に拡大）。
2010（H22）	FMDが宮崎県で発生、HPAIが全国各地で発生。	
2011（H23）	家伝法改正（家畜防疫官による旅客への質問、飼養衛生管理基準の強化等）。 FMDについてWOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定。	牛疫の根絶宣言。
2013（H25）	BSEについて無視できるリスク国のステータス認定。	中国でヒトでの低病原性鳥インフルエンザ （H7N9）感染確認。
2015（H27）	CSFについてWOAH清浄国のステータス認定。 農研機構動物衛生研究部門が「牛疫ウイルス所持及びワクチンの製造・保管施設」認定。	
2016（H28）	農研機構動物衛生研究部門が牛疫のWOAHレファレンスラボラトリーに認定。	
2017（H29）	乳製品の動物検疫開始。	

家畜衛生に関する主な出来事②

国際連携

○ **国際的な動物の伝染性疾病の広がり**や**国境を越えた物流・交通の活発化**に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生。

○ このような**家畜衛生をめぐる情勢の変化に都度対応**し、家畜伝染病予防法の改正など、**家畜衛生体制を充実**。

年	できごと	
	国内	海外
2018（H30）	国内で26年ぶりとなるCSFが発生。	中国でアジア初となるASFが発生。
2019 （H31/R1）	家畜保健衛生所における精度管理を開始。 畜産物の違法持ち込みへの対応の厳格化開始。 飼養豚への豚熱ワクチンの予防的接種開始。	韓国でASFが発生。
2020（R2）	家伝法改正（予防的殺処分の対象疾病にASF追加、家畜防疫官の権限等の強化等）。 豚熱についてWOAH清浄国のステータス消失。	HPAIが日本含む東西ユーラシアで大発生。
2021（R3）		ASFが中米（ドミニカ共和国、ハイチ）に拡大。 HPAIが日本含む東西ユーラシアで２連続で大発生。
2022（R4）	HPAIの発生で過去最大の殺処分羽数。	HPAIが米国・欧州でHPAIが夏季も続発し、オセアニアを除き世界的に拡大。
2023（R5）	豚熱について、2018年の再発後九州で初めてとなる佐賀県で発生。	オセアニアを除き、世界的にHPAIが続発。
2024（R6）	ランピースキン病防疫対策要領策定。国内で初めてランピースキン病（LSD）が発生。	韓国釜山の野生イノシシでASFが拡大。世界的にHPAIが続発。 米国の乳牛でHPAI（H5N1）が発生。
2025（R7）		ドイツ、ハンガリー、スロバキア、韓国で口蹄疫が発生。 世界的にHPAIが続発。 イタリア、フランス、スペインでLSDが発生。 台湾の飼養豚、スペインの野生イノシシでASFが発生。
2026（R8）	家伝法改正（ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ、豚熱発生時の選択的殺処分の導入、家畜防疫官へ外国食材店への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与等）	韓国で口蹄疫が９か月ぶりに発生。 オランダの乳牛でHPAI（H5N1）抗体検出。 口蹄疫血清型SAT1の発生が拡大（キプロス、ギリシャ、中国、モンゴル等）。 オーストラリア及びニュージーランドでの野鳥HPAI（H5N1）が報告（H5亜型は両国初）。 フィンランドの野生イノシシでASFが発生。